

周防大島町告示第69号

平成19年第3回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する

平成19年8月30日

周防大島町長 中本 富夫

1 期 日 平成19年9月6日

2 場 所 大島庁舎議場

開会日に応招した議員

安本 貞敏君	伊東 梅芳君
土手 正喜君	平野 和生君
荒川 政義君	浜戸 信充君
杉山 藤雄君	神岡 光人君
田村 三郎君	伊藤 秀行君
平村 真成君	魚谷 洋一君
松井 岑雄君	広田 清晴君
魚原 満晴君	富田 安英君
木村 潔君	中本 博明君
平川 敏郎君	田中隆太郎君
小田 貞利君	尾元 武君
久保 雅己君	新山 玄雄君

9月18日に応招した議員

9月19日に応招した議員

応招しなかった議員

平成19年 第3回(定例)周防大島町議会会議録(第1日)

平成19年9月6日(木曜日)

議事日程(第1号)

平成19年9月6日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに議案説明
- 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について(変更契約・法180条関係「平成19年度  
油田地区広域漁港整備工事」)
- 日程第6 同意第1号 周防大島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第7 認定第1号 平成18年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第2号 平成18年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認  
定について
- 日程第9 認定第3号 平成18年度周防大島町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定に  
ついて
- 日程第10 認定第4号 平成18年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定に  
ついて
- 日程第11 認定第5号 平成18年度周防大島町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算の認定に  
ついて
- 日程第12 認定第6号 平成18年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に  
ついて
- 日程第13 認定第7号 平成18年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いて
- 日程第14 認定第8号 平成18年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認  
定について
- 日程第15 認定第9号 平成18年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認  
定について
- 日程第16 認定第10号 平成18年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定につい  
て

- 日程第17 認定第11号 平成18年度周防大島町交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第12号 平成18年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定について
- 日程第19 議案第1号 平成19年度周防大島町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第20 議案第2号 平成19年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第21 議案第3号 平成19年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第22 議案第4号 平成19年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第23 議案第5号 平成19年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第24 議案第6号 平成19年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第25 議案第7号 平成19年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第26 議案第8号 周防大島町一般廃棄物処理施設の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第27 議案第9号 周防大島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第28 議案第10号 動産の買入れについて
- 日程第29 議案第11号 循環型社会形成推進事業最終処分場整備(建築・土木造成)工事の請負変更契約の締結について
- 日程第30 山口県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙について

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに議案説明
- 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について(変更契約・法180条関係「平成19年度油田地区広域漁港整備工事」)
- 日程第6 同意第1号 周防大島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第7 認定第1号 平成18年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第2号 平成18年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第3号 平成18年度周防大島町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第4号 平成18年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定に

- ついて
- 日程第11 認定第5号 平成18年度周防大島町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第6号 平成18年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第7号 平成18年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第8号 平成18年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第9号 平成18年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第10号 平成18年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第11号 平成18年度周防大島町交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第12号 平成18年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定について
- 日程第19 議案第1号 平成19年度周防大島町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第20 議案第2号 平成19年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第21 議案第3号 平成19年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第22 議案第4号 平成19年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第23 議案第5号 平成19年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第24 議案第6号 平成19年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第25 議案第7号 平成19年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第26 議案第8号 周防大島町一般廃棄物処理施設の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第27 議案第9号 周防大島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第28 議案第10号 動産の買入れについて
- 日程第29 議案第11号 循環型社会形成推進事業最終処分場整備(建築・土木造成)工事の請負変更契約の締結について
- 日程第30 山口県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙について

出席議員(24名)

1番	安本 貞敏君	2番	伊東 梅芳君
3番	土手 正喜君	4番	平野 和生君
5番	荒川 政義君	6番	浜戸 信充君
7番	杉山 藤雄君	8番	神岡 光人君
9番	田村 三郎君	10番	伊藤 秀行君
12番	平村 真成君	13番	魚谷 洋一君
14番	松井 岑雄君	16番	広田 清晴君
17番	魚原 満晴君	18番	富田 安英君
19番	木村 潔君	20番	中本 博明君
21番	平川 敏郎君	22番	田中隆太郎君
23番	小田 貞利君	24番	尾元 武君
25番	久保 雅己君	26番	新山 玄雄君

欠席議員（なし）

欠 員（2名）

事務局出席職員職氏名

事務局長	坂本 薫君	議事課長	木元 真琴君
書記	河井 敏博君	書記	平田富久代君
書記	藤本万亀子君		

説明のため出席した者の職氏名

町長	中本 富夫君	副町長	椎木 巧君
会計管理者兼会計課長			北杉 憲昌君
代表監査委員	末満 良勇君	教育長	平田 武君
公営企業管理者	川田 昌満君	総務部長	村田 雅典君
総務課長	吉田 芳春君	政策企画課長	中野 守雄君
財政課長	奈良元正昭君	健康福祉部長	馬野 正文君
産業建設部長	岡村 春雄君	環境生活部長	村田 章文君
久賀総合支所長	野口 菊義君	大島総合支所長	山本 治君
東和総合支所長	鍵本 一和君	橘総合支所長	浜中 清孝君

教育次長 ..... 布村 和男君      公営企業局総務部長 ... 河村 常和君  
税務課長 ..... 橋本 澄夫君      公営企業局財政課長 ... 村岡 宏章君

午前9時30分開会

議長（新山 玄雄君） おはようございます。本日は御出席いただきましてありがとうございます。

ただいまから平成19年第3回周防大島町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

#### 日程第1．会議録署名議員の指名

議長（新山 玄雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の署名議員は、会議規則第120条の規定により、7番、杉山藤雄議員、8番、神岡光人議員を指名いたします。

#### 日程第2．会期の決定

議長（新山 玄雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、去る8月30日開催の議会運営委員会において協議の結果、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から9月19日までの14日間といたしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から9月19日までの14日間とすることに決しました。

#### 日程第3．諸般の報告

議長（新山 玄雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本年6月以降本日までに本議会に提出されております文書について御報告いたします。

地方自治法の規定に基づき、監査委員より例月現金出納検査6月、7月、8月実施分の結果の報告がありましたので、お手元にその写しを配布いたしております。

次に、陳情、要望については正式にはございませんでした。が執行部より、道路財源確保について議会からの意見書提出の依頼がありました。

この件につきましては議会運営委員会で御審議をいただきました。

意見書案については、議員各位既に周知いたしておりますそのものを、本会期において議員発議として意見書提出を予定いたしておりますので、その節はよろしくお願いをいたします。

系統議長会関係では7月13日、7月13日、山口市において、山口県町村議会議長会定例会が開催され、任期満了に伴う役員改選が行われ、会長には田布施町議会議長の向井恒夫氏が、副会長には阿武町議会議長が再任、私は引き続き監事として再任をされました。任期は平成19年7月13日から2年間です。

また、山口県離島振興町議会議長会の任期満了に伴う役員改選が6月28日行われ、会長には田布施町議会議長が、副会長に私、新山玄雄がそれぞれ再任をされました。任期は19年7月7日から2年間です。

それぞれの新役員については、お手元に配布いたしておりますので御高覧ください。

次に、委員会報告として、建設環境常任委員長より委員会の行政視察研修の成果報告が提出されておりますので、お手元にその写しを配布いたしております。御高覧いただきたいと思っております。建設環境常任委員会の皆様、研修御苦労さまでございました。

最後になりましたが、議員定数の問題に関しては本会期中に、本町として相応 相ふさわしい、ふさわしい定数を引き出し、議員提案として定数条例の改正が行われればと思っております。

以上で、諸般の報告を終わります。

#### 日程第4．行政報告並びに議案説明

議長（新山 玄雄君） 日程第4、行政報告及び議案の説明に入ります。

町長より行政報告並びに議案の説明を求めます。中本町長。

町長（中本 富夫君） おはようございます。平成19年第3回周防大島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の折、早朝から御参集を賜り、まことにありがとうございます。それでは、本日提案をしております議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

報告第1号は、専決処分の報告についてであります。

平成19年度油田地区広域漁港整備工事において、議会の委任による専決処分の指定の範囲内における工事請負変更契約を、専決処分により締結をいたしましたので報告するものであります。

同意第1号は、周防大島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります。

来る11月の26日をもって任期満了となります周防大島町教育委員会委員の任命につきまして、議会の御同意をお願いをするものでございます。

認定第1号から認定第12号までの12件は、平成18年度各会計決算等の認定についてであります。

平成18年度の周防大島町一般会計歳入歳出決算を初めとした各特別会計歳入歳出決算、周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定についてお諮りをするものであります。

監査委員の決算審査意見並びに主要施設施策成果説明書を添えて決算書をお配りをいたしているところではありますが、おかげさまで各会計とも順調に予算の執行ができました。このことは議員各位を初め、町民の皆様方の暖かい御理解と御協力の賜物であり、ここに深く感謝の意を表する次第であります。

決算の詳細内容につきましては、後ほどそれぞれ担当から御説明を申し上げます。

次に、議案第1号は、平成19年度周防大島町一般会計補正予算第2号についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,585万円を追加をし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ159億7,012万9,000円とするものであります。

議案第2号は、平成19年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億119万円を追加をし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ37億388万3,000円とするものであります。

議案第3号は、平成19年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算第1号についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,388万4,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億4,172万円とするものであります。

議案第4号は、平成19年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算第1号についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,522万5,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億323万7,000円とするものであります。

議案第5号は、平成19年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算第2号についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54万6,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億3,600万3,000円とするものであります。

議案第6号は、平成19年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に変更はありませんが、各地区の農業集落排水事業進捗状況に合わせて、事業費ごとの組み替えを行ったものであります。

議案第7号は、平成19年度の周防大島町渡船事業特別会計補正予算第1号についてであります。



既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38万7,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,772万7,000円とするものであります。

議案第8号は、周防大島町一般廃棄物処理施設の設置等に関する条例の一部改正についてであります。

最終処分場及びリサイクル施設、いわゆる周防大島町環境センターが完成をすることに伴い、名称及び位置を新たに加えるとともに、既存の2つの処理施設を加えて条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第9号は、周防大島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてであります。

このたび、周防大島町環境センターが完成することに伴う条文の追加と、一般廃棄物の処理手数料を処理施設ごとに区分し定めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第10号は、動産の買い入れについてであります。

新しく完成する環境センターの業務を運用するためのダンプ等運搬車両の買い入れについて、指名競争入札の結果、周防大島町大字内入の久保モータースが落札をいたしましたので、この業者と物品売買契約の締結をするため、議会の議決をお願いをするものであります。

議案第11号は、循環型社会形成推進事業最終処分場整備（建築・土木造成）工事の請負変更契約の締結についてであります。

この工事は、飛鳥建設・大島建設特定建設工事共同企業体と契約をし工事を進めておりますが、このたび施工方法の変更により原契約を増額をし、工事請負変更契約を締結するため、議会の議決をお願いをするものであります。

以上が本日提案している議案等でございます。

この際、報告を申し上げます。

待望の東和庁舎及び星野哲郎記念館が完成をいたしました。東和総合支所は7月の17日に庁舎開庁式を行って業務を開始をし、星野哲郎記念館は7月25日にたくさんの方をお迎えをし開館記念式典を挙行いたしました。

星野先生はもちろんのこと、御臨席の皆様は、記念館の完成を大変喜ばれ盛会時に式典を終えることができました。暑い中、議会の皆様も多数御臨席を賜りまことにありがとうございます。

なお、先生から、記念館の建設に当たり、周防大島町に対してお礼の気持ちを込めて、本町の子供たちが自分の夢、町に対する夢などを作文に書いてもらい、その優秀作品に対する褒賞金として活用する星野カシップの目録書をいただきました。褒賞金の総額は1,000万円とし、毎年100万円ずつ10年間にわたって継続するというものであります。大変ありがたいお話であり、教育委員会を所管といたしまして、褒賞金給付規則等を定め有効に活用させていただきたいと思っております。

また、この式典に当たって、各方面から多額のお祝い金をいただいておりますが、この浄財は、財政法上寄附金として取り扱われることとなりますので、一般会計予算に補正を計上したところであり、

星野記念館の完成によりまして、観光交流人口の増が見込まれるわけではありますが、今後とも議員各位の御理解と御協力を節にお願いをする次第であります。

なお、参考までに御紹介をしますが、開館からおよそ1カ月が経過をした8月末までの入館者の総数は1万6,435人と聞いております。

次に、環境生活部の移転についてであります。6月定例会で御議決をいただきました旧ハローワーク大島の建物購入につきましては、8月初めに国の許可があり、盆明けから建物内部の改装を、改修を進めてまいりました。

改修工事も完了いたしましたので、今週土日の2日間で事務機器等の移転を完了させ、週明けの10日から環境生活部の傘下は久賀東庁舎内において業務を開始をすることとなりますので、御報告を申し上げます。

次に、行財政改革に伴う今後の組織機構の体制について御報告をいたします。

まず、今後の廃棄物処理施設の運転管理業務体制について申し上げます。

廃棄物処理施設の運転管理につきましては、施設への規制強化に加えまして、機械設備も高度化をし、これに対応した専門的な知識と技術が要求されるため、多くの自治体で施設の運転業務を直営から民間委託に移行する傾向にあります。

現在、本町の主な廃棄物処理施設はし尿処理施設と焼却施設がありますが、今年度はリサイクル施設と最終処分場が完成する運びとなっております。

現有施設につきましては、し尿処理施設が3名、焼却施設が6名の計9名の技能職員で運転管理をしているところでありますが、今年度末には焼却施設の職員2名が定年退職となります。町といたしましては、真に持続可能な行財政を実現するためには定員の適正化が喫緊の課題であることから、新たに技能職職員の補充、採用はしない方針としており、直営と業務委託について、それぞれの施設の現状や運転の難易度、経費面等について総合的に比較検討を行ったところであります。

その結果、機械設備類の老朽化に加え、排出規制の強化や高度な運転技術を必要とするし尿処理施設と焼却施設の運転業務につきましては民間に委託することとし、リサイクル施設と最終処分場については新たに稼働するため、処理対象物の搬入実績もないことから、し尿及び焼却施設の技能職員の配置転換を行い、当分の間直営とすることが本町にとって最善の策であると判断をしたところであります。

次に、教育委員会関係の図書館及び学校給食センターの運営方針について申し上げます。

まず、図書館についてであります。本町の図書館は旧町単位に設置をしており、社会教育課長及び久賀、大島、橘の教育支所長が図書館長を兼務をし、実際の業務は現在それぞれ2名体制で、うち1名は司書の資格を有する職員による計8名で図書の貸し出し、デファレンスサービスなどの図書館業務を行っております。しかしながら、今年度末から始まる団塊の世代の大量退職や厳しい財政状況を背景とした一層の行財政改革の徹底にかんがみまして、図書館の運営について直営、民間委託、指定管理、また経費面等さまざまな観点から調査、検討を行ってきたところであります。

その結果、図書館はすべての住民の読書の要求にこたえ、豊かな読書環境を創造し、心の安らぎを提供する生涯学習の拠点施設であり、また読書活動を通じて子供たちの豊かな感性や情操をはぐくむ子育て支援という重要な役割を担っていることにかんがみまして、町が直接管理運営することが最上の選択であると判断をしたところでございます。

しかしながら、今年度から始まる職員の大量退職へ対応し得る行政体制の構築も必要となることから、図書館の機能面の改革に取り組むこととし、社会教育課長及び3教育支所長は、そのまま図書館長を兼務をするものとし、また、合併前から山口県県立の図書館との連携を図り、郡内の図書館の取りまとめを行ってきた久賀図書館を中心館的図書館とすることが最善の方策であると判断をしたところであります。

よって、久賀図書館には司書1名、正規職員1名の2名体制で図書館運営協議会の事務を所掌させ、図書選定や全体的な図書館運営の事務を行わせるものとし、他の3図書館につきましては、3名から4名のパート職員のローテーションによる2名体制を確立することにいたしましたので、御報告を申し上げます。

なお、図書館の指定管理者制度の移行に関しましては、図書館利用の無料原則から、収益を生む公平サービスではないため、営利を目的とする民間企業が管理運営を行うには無理が生じることから、指定管理者制度を適用することは制度的に矛盾があると判断をしたところでございます。

次に、学校給食センターの運営方針についてでございます。学校給食センターの運営方針につきましては、平成17年度に策定、公表した集中改革プランにおいて平成20年度から民間委託の方針を示しており、その具現化を図ろうとするものでございます。

現在、学校給食センターは旧町単位で4カ所設置をしており、東和給食センターは既に業務委託を実施をし、他の3カ所は直営で管理、運営しているところであります。

職員体制につきましては、久賀総合センターで正規の調理員3名、臨時職員3名、大島給食センターで正規の調理員2名、臨時職員3名、橘の給食センターで正規の調理員1名、臨時職員5名となっております。

今年度末において、給食調理員2名が定年退職することから、平成20年度からは橘学校給食

センターを業務委託をし、その後も調理員の定年退職に合わせまして、平成21年度は久賀学校給食センター、平成23年度は大島学校給食センターをそれぞれ業務委託にすることとしております。

委託方法につきましては、委託業務の内容が調理、配送、洗浄等の包括的業務であることにかんがみ、民間事業者の高い技術力やコスト意識を活用することによりまして、調理業務等の安全性、効率性を確保するため、金額と提案によって落札者を決定する公募型のプロポーザル方式としたいと考えております。

委託期間につきましては、児童生徒の給食であることから3年間とし、また、応募資格につきましても飲食店営業許可を取得をしているものとし、法人に限定をせず地元飲食店の応募も認めることとしております。

なお、今回の橘給食センターの公募に合わせまして、既に業務委託をしている東和給食センターも公募することとしております。

いずれにいたしましても、現下の厳しい財政状況を乗り切るためには、引き続き普段の行財政改革は必要となると考えるところでありますので、議員各位におかれましては、今後とも理解と御支援を賜りますようお願いをいたします。

次に、同じ町名が縁で交流を重ねている佐賀県の武雄市の橘小学校6年生27名が、本年度も7月17日から3泊4日の日程で来町をされました。

今回も昨年同様に橘ウインドパークを拠点に、大島B&G海洋センターでカヌー体験、なぎさ水族館で魚との触れ合い、陸奥記念館の見学、片添海水浴場で海水浴、魚釣り体験、ウインドパークから竜崎温泉までのナイトウォークや、町内散策などたくさんのメニューを消化をし、また安下庄小学校においては、6年生同士の交流会やバーベキュー、花火大会などを行い交流を深めました。

次に、7月25日付で公営企業局発注の周防大島町立大島病院移転新築工事設計監理業務の入札について、条件つき一般競争入札を行う旨の公告をいたしました。8月29日に郵便入札の開札を行った結果、大阪市中央区の株式会社松田平田設計が3,885万円で落札をし落札候補者となり、条件等事後審査をした結果、入札公告に明示をした入札参加資格要件を満たしており適切であると判断をいたしましたので、この業者と契約を締結することといたしました。参考までに、業務の履行期間は平成21年3月31日までとなっております。

最後に、町が出資をしております財団法人周防大島町久賀生涯学習振興財団の経営状況を説明する書類といたしまして、お手元に平成18年度の事業報告及び収支決算報告書をお配りをいたしておりますので、御高覧のほどお願いをいたします。

以上で、概略につきまして御説明をいたしました。詳しくは提案のつど私なり関係参与が御

説明を申し上げますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いをいたします。終わります。

議長（新山 玄雄君） 以上で、行政報告並びに議案の説明を終わります。

#### 日程第5．報告第1号

議長（新山 玄雄君） 日程第5、報告第1号専決処分の報告について、執行部の報告を求めます。村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） それでは、報告第1号でございます。この件につきましては専決処分の報告であります。

平成19年度油田地区広域漁港整備工事につきまして、繰り越し工事といたしまして、本件工事と同一箇所で行っていた平成18年度油田地区広域漁港整備工事において、基礎工施工地盤の精査によりまして、予定していた基礎伏せ石を減工し、消波ブロックの製作、据えつけを増工いたしました。このため本工事で実施予定の消波ブロックの製作、据えつけを減工することが必要となり、原契約7,077万円から399万円を減額した6,678万円とする請負変更契約を、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、指定されました専決処分事項により専決処分を行いましたので、これを報告するものであります。

議長（新山 玄雄君） 以上で、執行部の報告を終了します。

#### 日程第6．同意第1号

議長（新山 玄雄君） 日程第6、同意第1号周防大島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを上程し、これを議題とします。

提出者の説明を求めます。中本町長。

町長（中本 富夫君） 周防大島町教育委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

本案は、本年11月26日をもって任期となります三谷俊雄氏を、周防大島町教育委員会委員として再度任命をいたしたく、議会の御同意をいただくための御提案であります。

三谷氏は温厚、誠実な人柄、また、幅広い学識経験は教育委員として最適任であると考えております。任命に当たりまして議会の同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げる次第でございます。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりました。

お諮りします。本件は人事案件でありますので質疑、討論は省略したいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。三谷俊雄委員の任命につき同意を求めることについて、これに同意することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、三谷俊雄委員の任命につき同意することに決定しました。

日程第 7 . 認定第 1 号

日程第 8 . 認定第 2 号

日程第 9 . 認定第 3 号

日程第 1 0 . 認定第 4 号

日程第 1 1 . 認定第 5 号

日程第 1 2 . 認定第 6 号

日程第 1 3 . 認定第 7 号

日程第 1 4 . 認定第 8 号

日程第 1 5 . 認定第 9 号

日程第 1 6 . 認定第 1 0 号

日程第 1 7 . 認定第 1 1 号

日程第 1 8 . 認定第 1 2 号

議長（新山 玄雄君） 日程第 7、認定第 1 号平成 1 8 年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 1 8、認定第 1 2 号平成 1 8 年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定についてまでの 1 2 議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。北林.....北杉会計、ごめんなさい。 管理者。

会計管理者兼会計課長（北杉 憲昌君） それでは、認定第 1 号平成 1 8 年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第 1 1 号平成 1 8 年度周防大島町交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの補足説明を申し上げます。

この認定は、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定に基づきまして、各会計の決算につきまして議会の認定をお願いするものでございます。

それでは、認定第 1 号平成 1 8 年度周防大島町一般会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

決算書の 3 ページをお開き願います。

歳入の合計額を申し上げますと、予算総額 1 6 4 億 1 , 1 1 3 万円、調定額 1 6 4 億 6 , 2 8 2 万

9,613円に対しまして、収入済み額は158億2,384万1,570円で、調定額に対する収入率は96.12%でございます。

不納欠損額1,352万2,850円につきましては、1ページの1款町税、1項町民税は88人の474万1,800円、2項固定資産税は92人の369万4,600円、3項軽自動車税は68人の31万8,100円、5項特別土地保有税は4社の408万9,700円。

2ページの11款分担金及び負担金、2項負担金では保育料6人分の67万8,650円の合計でございます。

収入未済額6億2,546万5,193円の内訳につきましては、主に1ページの1款町税、1項町民税の現年254人、滞納繰り越し509人、合計763人で3,032万4,547円、2項固定資産税は現年352人、滞納繰り越し702人、合計1,054人で5,303万4,960円、3項軽自動車税は現年251人、滞納繰り越し544人、合計795人で457万4,800円、5項特別土地保有税は滞納繰り越し11社で995万7,100円。

2ページの11款分担金及び負担金、1項分担金は、事業の繰り越し分で団体営ため池等整備事業1地区、単県農山漁村整備事業1地区、合計2地区で82万5,000円、2項負担金で保育料の現年12人、滞納繰り越し37人、合計49人の573万3,120円、12款使用料及び手数料、1項使用料で、住宅使用料の現年99人、滞納繰り越し244人、合計343人の3,337万1,386円、13款国庫支出金1億1,041万6,000円、14款県支出金2億2,477万1,750円、20款町債1億5,130万円につきましては、事業の繰り越しに伴う未収でございます。

5ページをお開き願います。

歳出の予算総額164億1,113万円に対しまして、支出済み額は156億260万7,757円で、執行率は95.07%でございます。

翌年度繰越額5億991万4,000円につきましては、6月定例議会において御報告しております平成18年度周防大島町繰越明許費の繰越額でございます。

内訳は4ページの2款総務費、1項総務管理費で防災行政無線整備事業費1億2,320万4,000円、4項選挙費で山口県議会議員選挙費130万5,000円、3款民生費、1項社会福祉費で介護保険対策事業費394万8,000円、5款農林水産業費、1項農業費で団体営ため池等整備事業費ほか1件で2,211万8,000円、2項林業費で林道開設事業費1,389万2,000円、3項水産業費で広域水産物供給基盤整備事業費ほか2件の2億8,202万9,000円、7款土木費、2項道路橋梁費で道路新設改良事業費5,975万9,000円。

5ページの8款消防費、1項消防費で災害対策費365万9,000円でございます。

不用額につきましては、事務事業の精算により2億9,860万8,243円となっております。

歳入歳出差し引き残額は2億2,123万3,813円でございます。

以上で一般会計の説明を終わります。

詳細につきましては、49ページからの一般会計歳入歳出決算事項別明細書を御参照のほどお願いを申し上げます。

なお、以後の各会計の事項別明細書につきましても、説明は割愛させていただきますので、よろしくお願いいいたします。

続きまして、認定第2号平成18年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

9ページをお願いします。

歳入の予算総額33億9,043万5,000円、調定額34億8,407万4,448円に対しまして、収入済み額は33億8,092万1,208円で、調定額に対する収入率は97.04%でございます。

不納欠損額は、国民健康保険税の125人で810万6,960円となっております。また収入未済額は国民健康保険税の現年379人、滞納繰り越し841人、合計1,220人で9,504万6,280円でございます。

10ページをお願いします。

歳出の予算総額33億9,043万5,000円に対しまして、支出済み額は32億8,022万17円で、執行率は96.75%となっております。

翌年度繰越額は0円で、不用額は1億1,021万4,983円となっております。

歳入歳出差し引き残額は1億70万1,191円でございます。

なお、被保険者の状況でございますが、18年度末の世帯数は7,905世帯、被保険者数は1万3,179人で、加入率は62.20%でございます。

また、1人当たり医療費は34万1,179円となっております。

続きまして、認定第3号平成18年度周防大島町老人保健事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

13ページをお願いします。

歳入の予算総額50億5,673万9,000円、調定額49億612万361円に対しまして、収入済み額は49億612万361円で、収入率は100%となっておりまして、不納欠損額、収入未済額ともに0円でございます。

14ページをお願いします。

歳出の予算総額50億5,673万9,000円に対しまして、支出済み額は47億9,708万8,998円で、執行率が94.87%でございます。



不用額は2億5,965万2円となっております。

歳入歳出差し引き残額は1億903万1,363円でございます。

なお、年度末の老人医療受給者数は6,165人で、受給率は29.07%でございます。

また、1人当たり医療費は84万4,938円となっております。

続きまして、認定第4号平成18年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

17ページをお願いします。

歳入の予算総額27億8,139万9,000円、調定額27億9,040万4,401円に対しまして、収入済み額は27億8,432万9,899円で、収入率は99.78%となっております。

不納欠損額の133万4,990円は、介護保険料の57人分でございます。

収入未済額は介護保険料の現年106人、滞納繰り越し117人、合計223人の473万9,512円でございます。

18ページをお願いします。

歳出の予算総額27億8,139万9,000円に対しまして、支出済み額は26億9,974万5,456円で、執行率は97.06%でございます。

翌年度繰越額は0円で、不用額は8,165万3,544円となっております。

歳入歳出差し引き残額は8,458万4,443円でございます。

なお、18年度末の第1号被保険者数は9,684人で、人口に占める割合は45.67%でございます。

また、認定者数は2,078人となっております。

続きまして、認定第5号平成18年度周防大島町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

21ページをお願いします。

歳入の予算総額2,653万9,000円、調定額2,642万4,358円に対しまして、収入済み額は2,642万4,358円で、収入率は100%となっておりまして、不納欠損額、収入未済額ともに0円でございます。

22ページをお願いします。

歳出の予算総額2,653万9,000円に対しまして、支出済み額は2,642万4,358円で、執行率は99.57%でございます。

翌年度繰越額は0円で、不用額は11万4,642円となっております。

歳入歳出差し引き残額は0円の決算となっております。

なお、訪問看護利用状況は、利用実人員で39人、利用延べ回数は1,587回となっております。

続きまして、認定第6号平成18年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

25ページをお願いします。

歳入の予算総額10億9,072万1,000円、調定額11億2,467万1,770円に対しまして、収入済み額は10億8,753万3,073円で、収入率が96.70%でございます。

不納欠損額は0円で、収入未済額は、2款使用料及び手数料、1項使用料で給水使用料の現年524人、滞納繰り越し1,081人、合計1,605人の3,713万8,697円でございます。

26ページをお願いします。

歳出の予算総額10億9,072万1,000円に対しまして、支出済み額は10億8,753万3,073円で、執行率は99.71%でございます。

翌年度繰越額は0円で、不用額は318万7,927円となっております。

歳入歳出差し引き残額は0円の欠損でございます。

なお、給水人口は1万8,564人、普及率は87.11%となっております。

続きまして、認定第7号平成18年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

29ページをお願いします。

歳入の予算総額5億4,202万6,000円、調定額5億3,898万5,132円に対しまして、収入済み額は4億8,398万3,411円で、収入率は89.80%でございます。

不納欠損額は0円で、収入未済額5,500万1,721円の内訳につきましては、1款分担金及び負担金、1項分担金で受益者分担金の現年52人、滞納繰り越し76人、合計128人の340万3,300円、2款使用料及び手数料、1項使用料で現年47人、滞納繰り越し101人、合計148人の169万8,421円、3款国庫支出金、1項国庫補助金2,360万円、6款町債2,630万円は事業の繰り越しに伴うものでございます。

30ページをお願いします。

歳出の予算総額5億4,202万6,000円に対しまして、支出済み額は4億7,782万1,411円で、執行率は88.15%でございます。

翌年度繰越額5,606万2,000円は、安下庄地区下水道事業費でございます。

不用額は814万2,589円となっております。

歳入歳出差し引き残額は616万2,000円でございます。

続きまして、認定第8号平成18年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算につ

きまして補足説明を申し上げます。

33ページをお願いします。

歳入の予算総額7億4,819万4,000円、調定額7億3,999万1,588円に対しまして、収入済み額は7億1,388万6,907円で、収入率は96.47%でございます。

不納欠損額は0円で、収入未済額2,610万4,681円の内訳につきましては、1款分担金及び負担金では分担金の現年23人、滞納繰り越し26人、合計49人の126万9,700円、及び事業の繰り越しに伴う受益者分担金87万8,774円、2款使用料及び手数料、1項使用料で農業集落排水使用料の現年15人、滞納繰り越し17人、合計32人の38万4,207円、3款県支出金1,097万2,000円、6款町債1,260万円は事業の繰り越しに伴うものでございます。

34ページをお願いします。

歳出の予算総額7億4,819万4,000円に対しまして、支出済み額は7億1,335万5,907円で、執行率は95.34%でございます。

翌年度繰越額2,461万5,000円の内訳は、沖浦東地区農業集落排水事業費1,716万3,000円、秋地区農業集落排水事業費745万2,000円でございます。

不用額は1,022万3,093円となっております。

歳入歳出差し引き残額は53万1,000円でございます。

続きまして、認定第9号平成18年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

37ページをお願いします。

歳入の予算総額4,537万4,000円、調定額4,448万2,643円に対しまして、収入済み額は4,443万9,083円で、収入率は99.90%となっております。

不納欠損額は0円で、収入未済額は使用料4人分の4万3,560円でございます。

38ページをお願いします。

歳出の予算総額4,537万4,000円に対しまして、支出済み額は4,443万9,083円で、執行率は97.94%ございました。

翌年度繰越額は0円で、不用額は93万4,917円となっております。

歳入歳出差し引き残額は、繰入金で財源調整を行っておりますので0円でございます。

続きまして、認定第10号平成18年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

41ページをお願いします。

歳入の予算総額8,453万円、調定額8,307万922円に対しまして、収入済み額は

8,307万922円で、収入率は100%でございまして、不納欠損額、収入未済額ともに0円となっております。

42ページをお願いします。

歳出の予算総額8,453万円に対しまして、支出済み額は8,307万922円で、執行率は98.27%でございます。

翌年度繰越額は0円で、不用額は145万9,078円となっております。

歳入歳出差し引き残額は、繰入金で財源調整を行っておりますので0円でございます。

続きまして、認定第11号平成18年度周防大島町交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

45ページをお願いします。

歳入の予算総額962万1,000円、調定額815万6,811円に対しまして、収入済み額は815万6,811円で、収入率は100%となっております、不納欠損額、収入未済額ともに0円でございます。

46ページをお願いします。

歳出の予算総額962万1,000円に対しまして、支出済み額は815万6,811円で、執行率は84.78%でございます。

翌年度繰越額は0円で、不用額は146万4,189円となっております。

歳入歳出差し引き残額は0円でございます。

なお、平成18年度の加入状況は49.20%で、見舞金の支給状況は、死亡1件、障害41件で291万9,000円支給されております。

続きまして、実質収支に関する調書の御説明を申し上げます。

単位は千円で記入しております。

371ページをお願いします。

一般会計実質収支に関する調書でございます。歳入総額158億2,384万1,000円、歳出総額156億260万7,000円、歳入歳出差し引き額は2億2,123万4,000円となり、そのうち翌年度へ繰り越すべき財源2,260万2,000円を差し引きました実質収支額は、1億9,863万2,000円で決算をいたしております。

372ページは、国民健康保険事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額33億8,092万1,000円、歳出総額32億8,022万円、歳入歳出差し引き額は1億70万1,000円で、実質収支額も同額でございます。

373ページは、老人保健事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額49億612万円、歳出総額47億9,708万8,000円、歳入歳出差し引き額は

1億903万2,000円で、実質収支額も同額でございます。

374ページは、介護保険事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額27億8,432万9,000円、歳出総額26億9,974万5,000円、歳入歳出差し引き額は8,458万4,000円で、実質収支額も同額でございます。

375ページは、訪問看護事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額、歳出総額は、同額の2,642万4,000円で、収支均衡の決算でございます。

376ページは、簡易水道事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額、歳出総額は、同額の10億8,753万3,000円で、収支均衡の決算でございます。

377ページは、下水道事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額4億8,398万3,000円、歳出総額4億7,782万1,000円、歳入歳出差し引き額は616万2,000円となり、そのうち翌年度へ繰り越すべき財源が616万2,000円でございます。実質収支額は0円となっております。

378ページは、農業集落排水事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額7億1,388万6,000円、歳出総額7億1,335万5,000円、歳入歳出差し引き額は53万1,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源が53万1,000円でございます。実質収支額は0円となっております。

379ページは、漁業集落排水事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額、歳出総額は、同額の4,443万9,000円で、収支均衡の決算でございます。

380ページは、渡船事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額、歳出総額は、同額の8,307万円で、収支均衡の決算でございます。

381ページは、交通災害共済事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額、歳出総額は、同額の815万6,000円で、収支均衡の決算でございます。

続きまして、財産に関する調書の御説明を申し上げます。

この調書につきましては、今年度移動のあった部分のみ説明させていただきます。

383ページをお開き願います。

1、公有財産の、(1)土地及び建物のうち土地につきましては、消防分団機庫用地の購入、沖浦地区内の県道大島環状線道路改良工事に伴う用地を県に提供、安下庄地区内老人憩いの家用地3カ所の行政財産から普通財産への変更等によりまして、差し引き172.24平方メートルの減でございます。

建物につきましては、新たに建設取得しました竜崎温泉温水プール、大島斎場、解体した旧清掃センター施設等によりまして、木造・非木造を合わせ差し引き602.44平方メートルの増

でございます。

384ページの(2)山林、(3)動産、(4)物権、(5)有価証券につきましては、移動はございません。

385ページの(6)出資による権利では、柳井地域広域水道企業団へ、3,313万1,000円出資いたしまして、年度末現在高は、47億1,233万6,305円となっております。

386ページの山口県東部南森林組合出資金の1万3,000円の増は、配当金の積み立てでございます。

日本小型船相互保険組合出資金の2,500円の減は、組合の清算に伴い減額となっております。

決算年度中の差し引き合計額は3,314万1,500円の増で、決算年度末現在額の総計は51億5,687万9,875円となっております。

387ページの2、物品につきましては、自動車が1台の増、備品では、388ページの消防ポンプの購入、コピー機の廃棄等による増減でございます。

392ページをお願いいたします。

3、基金、(1)財政調整基金は、1億円の増で、平成19年5月末現在高は12億2,300万2,000円でございます。

(2)の減債基金は、4,526万6,000円取り崩しまして、起債の償還に充てております。

(3)の県収入証紙購入基金は、変更はございません。

393ページの(4)の奨学資金貸付基金の6万4,000円の増は、寄附金と利息でございます。

(5)の福祉振興基金の41万6,000円の増は、利息でございます。

(6)の国民健康保険基金の12万9,000円の増は、利息でございます。

394ページの(7)の介護給付費準備基金は、171万4,000円積み立てまして年度末現在高は、1億240万3,000円となっております。

(8)のふるさと創生基金の21万3,000円の増は、利息でございます。

(9)の土地開発基金は、県道改良に伴う土地の売却で796万5,000円の減、利息の10万8,000円と土地売却代金の合計現金が、807万3,000円となりまして、年度末現在高は、1億13万5,000円でございます。

395ページの(10)の中山間ふるさと水と土保全基金は、変更はございません。

以上で、認定第1号平成18年度周防大島町一般会計歳入歳出決算書の認定についてから、認定第11号平成18年度周防大島町交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで

の補足説明を終わります。

なお、決算附属書類、監査委員の審査意見書及び主要な施策の成果を説明する書類を添付いたしておりますので、御審議の上、認定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（新山 玄雄君） 御苦労さんでした。

暫時休憩をいたします。10時55分、55分ですね。10分余り休憩いたします。

午前10時43分休憩

.....  
午前10時55分再開

議長（新山 玄雄君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

補足説明の続きを求めます。川田企業管理者。

公営企業管理者（川田 昌満君） 認定第12号平成18年度周防大島町公営企業局事業決算の認定について補足説明を申し上げます。

お手元の平成18年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算書類1ページの決算報告書をお開きいただきたいと思います。

まず、収益的収入及び支出の決算額であります。収入合計40億5,102万3,322円に對しまして、支出合計は、40億7,582万6,892円の決算となりました。

次に、3ページの資本的収入及び支出の決算額であります。収入合計85億7,840万円に對しまして、支出合計は100億2,771万4,206円の決算となりました。

次に、財務諸表につきまして御説明を申し上げます。

まず、8ページの損益計算書であります。医業収支では、5億8,696万8,909円の医業損失となり、医業外収支では5億2,366万5,657円の医業外利益となりました。

医業収支と医業外収支とを合わせた計上収支では、6,330万3,252円の計上損失となり、特別利益11万2,800円を加えまして6,319万452円の赤字となりました。

次に、10ページの剰余金計算書であります。利益剰余金の部では、平成17年度純利益を減債積立金と利益積立金にそれぞれ繰り入れし、平成18年度の企業債償還元金の財源として減債積立金を取り崩しております。

資本剰余金の部では、補助金の当年度発生高に調整交付金1,217万5,000円を計上しております。

次に、14ページの欠損金処理計算書について御説明申し上げます。

平成18年度未処理欠損金を利益積立金から繰り入れし補てんしております。

次に、16ページの貸借対照表について御説明を申し上げます。

これは、平成19年3月31日時点の財政状態をあらわしており、資産合計は190億

4,640万9,399円、負債合計は16億767万3,367円、資本合計は174億3,873万6,032円でございます。

以上、概略を御説明申し上げましたが、附属資料といたしまして、21ページ以降に事業報告書、収益費用明細書、固定資産明細書、基金運用利益明細書、企業債明細書、継続費精算報告書を添付しております。

なお、本決算書は地方公営企業法第30条第2項の規定に基づきまして、監査委員の審査に付してその意見書を別冊に添付しておりますので、御審議の上、御認定を賜りますようお願い申し上げます。認定第12号平成18年度周防大島町公営企業局事業決算の補足説明を終わらせていただきます。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

なお、議員各位にお願いでございますが、認定案件については、後ほど所轄委員会への付託審査をお諮りし、委員会にて詳細なる審議を願う予定としておりますので、ここでは総括的、大綱的な質疑を行っていただきたいと思っております。

認定第1号平成18年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について質疑に入ります。一般会計歳入歳出につきましては、歳入と歳出を分けて質疑を行います。

まず、歳入について質疑を行います。なお、財産に関する質疑もここでを行います。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 18年度のいわゆる決算認定ということですが、論議の中で明らかのように、実際的には大きな特徴として、いわゆる国のいわゆる改悪の部分、それと町自身が引き下げた部分、これが予算、そして執行上の大きな特徴がある、というのが実際的な18年度の状態じゃないかと。その点から若干歳入から質疑をしたいというふうに思います。

まず1点が、町税のうちの国の改定による影響。いわゆる税改正が行われました。町民負担がふえました。その影響分について決算上幾らになったのかということで、まず1点聞きたいというふうに思います。

そして、2点目として、町税の税関係で特別土地保有税について、2点目として質問します。

御承知のように、今回調定額1,404万6,800円に対して、いわゆる収入済み額がゼロで、いわゆる不納欠損が408万9,700円という状況であります。

それで、実際的にこれを見てみると、いわゆる相手方が全くいないのかどうなのかが非常に不明瞭な、調定ゼロということになるとどうなのかがということが非常に不明瞭なのです。聞いておきたいというふうに思います。それが2点目です。

3点目として、普通交付税、これも全体として普通交付税と財政対策債と合わせて大体実際の



には2億円を超える額が対前年減つとるとというのが決算の特徴ではありますが、その中で普通交付税分で実際的に、私いつも聞いておるんですが、つかめる範囲でのいわゆる報告ということでまず報告を求めたいというふうに思います。これが3点目です。

それと、4点目として、諸収入のうち貸付金、元利償還にかかわるいわゆる残高部分ですね。例えば実際的には調定額は1,800万円、単年18年度あるというふうに思いますが、実際あと残りの額、いわゆる貸した状態の残高。これが幾らになるのかという点で質問いたします。以上です。

議長（新山 玄雄君） 橋本税務課長。

税務課長（橋本 澄夫君） 1点目の町税のうちの影響額でございますけども、1としまして町民税のことでございますが、1としまして、生計同一妻2分の1課税の廃止というのがございました。これが約170万円。それから年金控除の20万円の縮減というものがございました。これが2,800人で1,680万円、それから老年者控除の廃止がございました。これが2,050人程度1,500万円。それから定率減税の2分の1の縮小ということで6,200人影響額、2,560万円。5番目として65歳以上の非課税措置の廃止というものがございました。これが1,200人、360万円。合計6,300万円程度の影響額を考えております。

それと、特別土地保有税につきましては10数社でございますが、これがバブル期に進出をいたして広大な土地を所有したわけでございますが、平成16年度から課税の廃止となっております。それで、すべてこの社につきましては倒産等しておりまして、時効がこれからかかっていくということで、今回400万円の不納欠損ということになって、4社で400万円の不納欠損ということになって350万円ぐらいふえておるところでございます。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 普通交付税にかかわりますつかめる範囲での特定目的ていいますか、どういったものが含まれているかという御質問でございますけども、いろいろ算定方法等ありますけれども、私どもでつかめる範囲でよく議員さんから質問があります、まず公営企業局への繰り出し分の措置。病床割とか看護師の養成所分、企業債の償還分等と、これ合わせまして公営企業局分として4億814万4,000円、それから個々の財源対策、一般財源化、財政安定化分等々でございますけれども、これで2億2,066万7,000円、それから企業債への償還分、公債費として算定される部分が15億1,166万円と見込んでおります。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） ちょっとページ数を見ていただきたいのは、今年度調定額で1,800万円の部分、いわゆる……ちょっと待ってね。

議長（新山 玄雄君） 何ページですか。

議員（16番 広田 清晴君） ちょっと待って。ページ数今めぐりよるけえ。

諸収入のうち、実際にページ数でいうと70ページ。ちょっと見てください。御承知のように単年度でそれぞれ1,800万円今年度調定額がありますね。実際的にはこれは、今までに貸し付けしてその年度ごとに入ってくるお金ということになります。そうすれば、たとえば具体的に言いますと、中小企業なり地域総合整備資金貸し付けにしても、いわゆる相手方に貸し出してるわけです。実際的にね。それを単年度ごとに償還しよるとというのが中身なんです。

ほいで、実際的に18年度末でそれぞれ実際的には貸し付け残が幾らあるのかということなんです。貸し付け残。ほいじゃけえ実際的には各課が掌握せざるを得んのじゃあないかと。各部、各部といいますか。実際的にはその部分が、例えば地総債でしたらどっちなるんかね。こっちなのかね。ほいで同和関係だったら民生になりますね。そして、奨学金じゃったら教育委員会いう格好になるというふうに思いますが、実際に住宅でしたら環境衛生課になります。これは同和の方か。民生の方ですね。いうふうに、実際的には過去貸し出した金額があります。それに対して今一体幾ら残っておるのか、それぞれ目ごとでいいですからね。決算上わからん。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） この前いろいろ貸付金の残高の御質問ですけれども、それと今議員さんおっしゃるとおり各課担当課で掌握している部分なんです。決算統計上の貸付金の18年度の残高で行きますと、8,021万6,000円という数字はございますが、それぞれ個別の、それぞれ貸し付けごとのということになると、各担当課からの数字でないちょっと私どもでの掌握はちょっと難しいので、各課からの答弁になるうかと思えます。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） お答えいたします。

中小企業勤労者小口資金の貸付金でございますが、1件の融資残高は100万円でございます。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 同和福祉援護資金並びに住宅新築資金につきましては、現在資料を持ち合わせておりません。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 地総債の関係は旧大島の関係だというふうに思えます。いわゆる企業があつた当時設備投資をするときに一定の貸出条件があつて金利を負担するという格好で、業者に対していわゆる貸し付けしたと。その一部利益を補てんしたというかつての制度だったと。企業名あえて言いませんが。という建てかえに使った金ではないかと。資金ではないかと。いわゆる一部建てかえですね。これが幾ら残つとるか、またほいじゃ、報告を求めたいとい

うふうに思います。

3回だね。

議長（新山 玄雄君） 答弁、後ほどさせます。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） ないようでありますので 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 先ほどの説明では 収入ですが、不納欠損額とか、ことしはかなり詳しく説明がありましたので、「質問をせい」ということでしょうかから質問しますが。収入未済額のところで質問しますが、いわゆるこれがあるということは、口座振替による形が多いんですかね。やっぱり取れないということは。

議長（新山 玄雄君） 橋本税務課長。

税務課長（橋本 澄夫君） 不納欠損につきましては……（発言する者あり）収入未済につきましては、一般の税につきましては大体昨年程度、国保税につきましては、昨年18年度で1億5,000万円程度の税率アップをいたしております。これによりまして、通常約2,500万円の未収額でございますが、3,300万円の現年度未収になって、ちょっと800万円程度多くなっております。これは滞納者が約600人程度おると思われますけれども、口座振替につきましては口座不能というものは数件ぐらいしかございません。来月口座を掛けますけれども数件程度しかございません。口座につきましては、大体60%程度の口座率でございますけれども、滞納の常習の方が今ダブっておると、税率を上げてダブっておるとということで国保税の方で未済額がふえておるような状況でございますが、収納率につきましては大体の維持をしておるところでございます。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） それでちょっと提案なんですけどね、結局口座振替では、やっぱり口座に金がなかったら落とせんわけでしょう。最近これはよその自治体、本町も検討はされとらんかもしれませんが、いわゆるカード払いで差し引くというのが、自治体で、かなりの自治体で検討され、ただこれはかなり手数料が、カード会社に手数料払わんといけんのので件数が多いないと合わん部分はあるんですが、この辺の検討はされてますかね。

議長（新山 玄雄君） 橋本税務課長。

税務課長（橋本 澄夫君） 収納の機会の増加ということで、全国的にマッチペイメントシステムということで、そういうカードとかいろいろなものがセブンイレブンとか使えるという民間の方でやっていただくというのは、いろいろな制度の紹介もございしますが、現在では、まあ10%の口座振替ということで今研究をしておるところでございます。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） カード払いについては、まだ検討はしてないという。したことはあるんです。ぜひですね、これを検討してみてください。その今の、もちろん手数料がかかるんでね。どっちがどがなかという部分はあるんですが。しかし、いわゆる町民の皆さんもカード払いの方が得なわけですよ、ポイントがつくわけですからね、同じ払うんだっただすね。その辺も含めたら、やっぱり今の未収が少なくなるというふうに考えられます。ですから、ぜひこれを検討してみてください。

議長（新山 玄雄君） 橋本税務課長。

税務課長（橋本 澄夫君） 現在の状況におきましては、今まで住民税も税源移譲ということで地方税の方に税源が移譲されております。それで国保税もアップしてあるようなところで、なるべく納税者の納付の機会をたくさんつくらねばいけないということでございますので、引き続きて研究をしていきたいと考えております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

次に歳出について、歳出について質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） まず1点が、債務負担の残の状況について、全体債務負担の残の状況について報告を求めたいというふうに思います。これが1点です。

2点目としてですね、当初予算の中でも議論したんですが、いわゆる1年間全体を通しての職員人件費について質問したいというふうに思います。

と言いますのが、実際的には年間通して、それぞれ給料、職員手当、共済という格好で支払われて、去年の質問しとるというふうに思いますが、実際に当初予算で24億5,401万3,000円という状況だったというふうに思います。それが1年たった結果、どういう状況になったのか。人権費のうちの職員給与にかかわる部分について質問いたします。これが2点目です。

3点目、ちょっと順番はですね、ずっと流れていかんかもわかりませんが、よろしくお願ひしたいというふうに思います。次にですね、星野ワールド実行委員会について質問したいと思います。

ことし開館ということなんですが、いわゆる実行委員会補助金という支出形態をしました。そうするとですね、どういういわゆる支払い方法をしたのか、やっぱりまたその内訳は実際的にどうなのかというのが、200万円ぱっと渡した渡し切りのあの形態が出るとですね、議員からとっ

たら非常にまずいと。予算執行上、非常にまずい。今までは少なくとも費目を議会の中で、委員会で明らかになったかもわかりませんが、費目を明らかにして、きちっと予算計上をして、そしてそれを補助金として 補助金じゃないんですかね、実際的には いう払い方をしておりますから、その中身について、これは数年間、ことしもやっておりますので、その考え方について質問いたします。

次に漁港関係で質問しますが、漁港関係、いわゆる町長行政報告でもやりましたように、集中改革プランとかいう言葉がありましたし、いわゆる見直し議論がありました、漁港関係ですね。それで実際的には、18年度見直しを含めて実際的にはかなりの金額見直されたんじゃないかということであります。港整備なり広域水産物供給整備なり、それぞれ漁港区、事業区ごとでいいですから報告できる部分をぜひ報告をお願いしたいというふうに思います。

次に、土木管理費のうち総務費について聞いておきたい。この項でいわゆる土地購入費が出てくるというのがちょっと非常にわかりにくい部分ということで、特に土地開発公社関係なら、やっぱり実際的には今既に土地、財産だけ残って、実際的な運用はされていないという状況でなかろうかというふうに思います。そこで聞いておきたいんですが、その取り扱い方についてですね、また先行投資した場所についてなど聞いておきたいというふうに思います。

次に、環境衛生関係、住宅関係で借地料が300万円余り出てきます。いわゆるよその土地に住宅を建てて借地料を支払うという状況が続いておるようです。実態報告をまずお願いしたいというふうに思います。

それと予備費関係の流用について質疑をします。御承知のように、旧町それぞれ予算の議論があって、それぞれ町ごとに財政上取り扱いまちまちだったというふうに思いますが、ことしが大小数えてかなりの予備費の流用という格好が出ております。それで実際に予算段階できちっと立っけばですね、予備費の流用は必要ないわけなんです、実際的にはかなりの件数が出ちよるんで、その考え方について聞いちょきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） まず1点目の債務負担行為の残高という御質問でございますけれども。ですから18年度決算の後の19年度以降の支出予定額ということで申し上げますと、10億1,900万円ばかりでございます。で、これの主なものとは防災行政無線の工事、今やっておりますが21年度まで、これが主なものでございます。あと残りはそれぞれ特別養護老人ホーム等々の債務負担でございます。

それからもう1点、予備費の、私の予備費の関係ですけれども。これにつきましては、当初予算3,000万円ばかりの予備費を組みまして、あと補正で200万円ばかりまた補正、追加補正をしておりますけれども、この考え方ですけれども、主には台風災害、大雨と台風災害、これ

の災害復旧、応急の復旧経費に約1,000万円ばかりの充用をしております。

それから税の還付。これは法人税等々緊急な還付を要するものがございました。こちら辺りに400万円等々、こういったものでトータルで約1,491万5,000円ですけれども、予備費の充用をさせていただいておるということで、確かに当初予算で組むべきというような議論、御意見もございますけれども、こういった災害復旧なり、税の還付、ある程度予算組んでおりますが、大雨なり台風災害等々で、予定しなかった支出が必要になったということでの予備費の充用を行っておるということでございます。

それと1点、先ほどの御質問の貸付金の残でございますけれども、地方債の貸し付けの段ですけれども、これ1件で平成23年度に終了でございますが、残額が5,638万2,000円ということでございます。

議長（新山 玄雄君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田 芳春君） 人件費についてのお問い合わせでございますけれども、これはこの一般管理費のみではなくして一般会計全職員ということで人件費の比較をさせていただいておりますので、その辺で説明させていただきます。

昨年度は国家公務員においても人事院勧告、給料等ベースアップございませんでしたので、あとは職員の減ですね、退職とか普通退職等も含めて17年度については380名でありましたものが、約371名ということでマイナス9というようなことで、人件費の給料につきましては、17年に対してマイナス2,612万2,775円の減額ということです。その中につきましては特別職、町長、副町長、収入役等の5%カット等も含めておりますけれども、そういうような状況でございます。

そのほか主だったもので申し上げますと、時間外勤務手当が2,282万5,115円というようなことで、これは超過勤務につきましては災害等の状況によって大きく変化するものでありますけれども、幸いにも昨年度はそういうような災害も少なかったというようなことで時間外手当も減少しております。

それとですね、いろんな通勤手当も、職員の通勤、勤務地の異動等によって約400万円の減。それで扶養手当が約300万円とか、いろいろもろもろのものがあまして、トータルで申し上げますと1億18万9,441円の減というような人件費の状況であります。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 星野ワールド実行委員会の関係につきまして御質問をいただきました。この補助金として出すのはまずいんじゃないかということでございます。この件につきましては、たしか平成17年の9月に第1回目の補正をお願いしたとき、そしてまたことしの3月の、いわゆる19年度の当初予算の説明のときに、私補足ということで御説明したと思っております。

が、いろいろな、特に芸能界関係については著作権とかもろもろ何が出てくるかわからないんだということで、予算書における節ごとに構成するのは難しいと。したがって、補助金という形で予算をお願いしますということで議決をいただいているところでございますので、そのあたりで御理解いただいたらと思います。

また18年度の実績等につきましては、この18年度そのものは商工観光課が主管という形でこの星野ワールド実行委員会、主体的に動いていただきました。その中でこの5月の18日付で実行委員会から町長あてに実績報告書が出ております。内容といたしましては、収入200万円につきまして決算が192万5,000円ということで出てきております。その内訳の主なものにつきましては、旅費が92万8,000円、費用弁償等が72万円、会議費が23万円といった内訳で出てきております。

なお、この詳細につきましては私の方が、実数については商工観光課が実質的な数字を持っております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） お答えいたします。

180ページになりますが、広域または港整備事業の事業見直しで減となった事業費、これがどのくらいかということでございますが、まず港整備交付金事業でございますが、三浦が事業費で1億1,600万円の減、和田が8,100万円の減、2港合わせて1億9,700万円でございます。それと広域でございますが、白木が7億9,230万円、油田が4億5,710万円、合わせて12億4,940万円の減となっております。これが事業縮小計画によりまして減額となった事業費でございます。

それと196ページになりますが、公有財産購入費の土地購入費、これはどういうことかということでございますが、これは代替用地の売却でございます。県道大島環状線道路改良工事、これに伴う代替用地として土地開発基金で購入していた用地を、交渉がまとまったということで売り払ったものでございます。土地開発基金に戻し入れるために歳出に計上しております。

なお相手先からの売却代金でございますが、これは歳入、68ページの不動産売却収入に計上しております。それとこの場所でございますが、東安下庄の字古城でございます。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） それでは、ただいまの住宅についての借地料について実態はいかなるものかという御質問ございましたが、当然この住宅については当然各合併前の旧4町において住宅政策として実施していたものでございますので、どういった理由で借地になったかとい

うのは、これ私は承知いたしておりません。現状について、その状況を御説明したいと思います。

まず八幡団地住宅、これは旧久賀地区でございますが、筆数で5筆、面積が1,889.82坪でございます。で、借地の金額が134万8,717円でございます。

次に、向津原下団地、これ筆数3筆、731坪です。借地料が49万6,988円となっております。

また向津原上団地というのがございますが、こちらが2筆、面積が1,114.3坪です。借地料が75万7,603円。

次に、砂田団地というのがございます。これは筆数1筆です。277.40坪、借地料が14万5,074円、以上が久賀地区でございます。

そして東和地区にある峠の下団地、これ沖家室でございますが、に、2筆で192平米、借地料が1万2,100円でございます。

次に、橘地区における和戸団地のうち木造部分の住宅部分1筆で1,729.03平米、65万3,273円となっております。坪と平米で申し上げましたが、いわゆる契約時点で坪で契約しております。国土調査があり、平米に面積がすべて直っておりますが、しかし1筆全部でなく部分的に借地しておるところがございますので平米数に直すととができませんので、契約書上の坪数でお答えさせていただきました。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 星野ワールド実行委員会について、また総務部関係、ちょっと質問したいというふうに思いますが、今部長の答弁を聞いておりますとですね、いわゆる執行済額といいますか、実際的には使いましたよという金、いわゆる残高が出ちよるよね。いわゆる予算額に対して実際的には5,000円程度の残額が出るというのがさっきの答弁の内容じゃなかったかというふうに思いますが、実際的にはどうなのかということを再質問したいと思います。

それとあわせてですね、どういう例えば通常ならその金はどういう格好。例えば預金振り込みをしたのかどうなのかということなんです、実際的にはですね。実行委員会の通帳に振り込んでですね、それをほいじゃだれが引き出すのかという問題もあります。印鑑をほいじゃ、だれが保管しちよるのか、差し引き簿はどこが保管そちよるのか、いろいろな例えば補助金という出し方をしたらですね、単純に著作権で非常にわかりにくいとかいう問題じゃない。議会からしたらですね、できるだけ費目を明らかにしてきちっと中身を明らかにするというのが議会の基本的考え方があります。そういう格好になれば、当然決算のときには実際的ないわゆる使途方法なり、使途内容はやっぱりきちっと報告すべき内容であろうかというふうに思いますので再答弁を求めたいというふうに思います。

それとあわせて、先ほど総務課長の方から実際的な対前年度比という言い方で答弁がありまし



た。それで私が聞きたい点は、例えば予算論議のときちょっと思い出していただきたいんですが、職員人件費の項、いわゆる手当の項、共済費の項あわせて議論したときに、私は過大見込み分があるんじゃないかという立場で質疑をしたというふうに思います。いわゆる当年度予算、18年度予算で執行部が出した数字が13億3,019万3,000円、これが職員給与にかかわる部分として1年分を議会に提示をしたからです。それで職員手当の方が議会に対して、それは扶養、通勤、住居、管理職手当、期末勤勉、時間外、児童手当、宿日直、その他特殊という格好で個別それぞれ積み上げたものが全体として7億4,655万7,000円という額を議会に提示しました。その額がですね、それで共済は3億7,926万円余り、総額で24億5,401万3,000円というのが議会側に予算のとき示した数字なんです。

それに対して、私は予算の組み方として、いわゆる過大見積もり部分があるんじゃないかということ指摘したと、これ議論しました。それで、そうじゃないんじゃない、見方が違うんじゃないという議論もあったけど、それに対して一体幾らだった、総額で幾らだったのかという報告をぜひお願いしたいという格好で、対前年比で言うたら、また数字が違ってくるんで、その範囲で同じ質問の中での答弁をお願いしたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 星野ワールド実行委員会に対しまして、再度質問いただいたわけですが、この通帳管理、あるいは印鑑管理等々につきましては、この件につきましても、いつか議会で質問を受けた記憶がございますが、通帳は今総務課の人事行政班長が通帳と差し引き簿を管理しております。それから印鑑は私が管理しております。

それから支出の関係でございますが、先ほど申し上げましたとおり、総額、18年度について言いますと、200万円のうちの会員費が23万円、旅費が92万円、費用弁償が72万円というお話を申し上げました。これにつきましては差し引きがございまして、詳細については先ほど費用弁償72万円というお話がございました。これは東京の委員さんが大島に来られたときの旅費に相当するものということで、実質160万円ばかりは職員が東京へ行く、あるいは東京からこちらへ来るといった形の旅費がほとんどでございます。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田 芳春君） 人件費でございますけれども、人件費は当初予算を計上するときには1月1日現在の職員で一応当初予算をし、3月議会で決めていただくということでありまして、それから4月に入りますと定期異動等で職員も異動されたりとか、それから先ほど申し上げましたように定年退職以外で3月に入って、今すぐやめたいというような職員が出れば、そういうことで過大に人件費を予算計上はしておりませんので、その辺を当初予算と決算ということですれ

が生じていってると思います。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 大体2点に絞ってきたんですが、実際的には今部長の報告で聞くと、ほとんどが旅費で23万円、92万円、72万円という数字を言われましたね。それで実際に決算時期にいわゆる不用額が出てきたのかどうなのか、今答弁を聞きよると不用額が出てきたようないわゆる答弁なんですよ、実際的に。それじゃ、不用額、出てきた不用額はどこが保管しちよるんかということになります、決算上。議会に対する不用額はゼロで出てきて、実際的には通帳もしくは帳簿上は不用額が存在するということになると実際どうなのかということになります。補助金200万円という出し方をしたらですね、費目はわからん、それで実際的には不用額が何ぼあるんかわからん。実際的にはそういう状況が発生するという格好になると議員からしたら非常にまずい運用じゃないんかねというのが質問の趣旨です。そこんところが町長、副町長の方も、確かに議会に対しては実際的には200万円よ、400万円よ、新年度においては400万円よっちゅう出し方をするが、実際的には不用額が発生する場合もあるし、そしたら発生はいつ処理するのかということになりますから、その点の考え方については、やっぱり議会に対してはきちっと説明できる資料を求めたいというふうに思います。

それとですね、再答弁がありました職員人件費です。実際的に今総務課長が言うた流れは、それは私も長年議員やっておりますからわかります。それで実際的には1月1日現在できちっとつかんだ数字で予算を計上するというのもわかります。ほいじゃが、実際的にですね、予算というのは全体の予算を組むわけですよ。その中でできるだけ正確につかむというのが予算を立てるとき私の大原則ではないかと。決算においてもそれは実際的には私はできるだけ明確にすべきだというふうに思うんですよ。

そういう中で、確かにつかみにくい部分があるかもわからんが、特にここ数年来財政は非常に厳しい。決算上は違いますよ、財政は非常に厳しいという説明をする以上はですね、予算、決算を通じて、実際的には議員の方にわかるようにする、これが私は本来の姿じゃないかという点で職員給与、これについては12月に補正されたかもわかりませんが、実際的にはかなりの部分があるというふうに思うちょるんです。13億円のうちのかなりの部分がある。だから、積算した数字が報告できれば、ぜひ報告していただきたいというのが質疑の中身なんですよ。

例えば、先ほどから言うように1年間で職員給与費が幾ら払いましたと、支出しましたと、それで職員手当については幾ら払いましたと、そして共済費については幾ら払いましたと、そして合計で職員に関する部分は18年度幾ら払いましたという答弁が欲しいわけなんですよ。それをしていただきたい。さっきは総額言うんでなしに、対前年度でぞろぞろざあっと数字を言われたんで全然わからなかったわけですよ。だからそういう格好で答弁をお願いしたいというのが質問

の趣旨なんです。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 星野ワールド実行委員会への補助金の不用額についてのお問い合わせでございます。参考までに、17年度につきましては年度途中ということでございまして、実質の支出は旅費が1件だけということで、100万円をいただいておりますが、88万4,000円ばかりは町の方へ4月になって返却をしております。

それから18年度につきましては、先ほど申し上げましたとおり、200万円のうち192万5,000円ばかり支出をしております。7万5,000円ばかり残額という形になっておりますが、事業そのものはまだ19年度も引き継ぐという解釈のもとで19年度に新たに400万円当初お願いしておりますが、これとあわせて405万7,000円程度の当初予算という形で7万5,000円程度については繰り越しという形でこの委員会が保管をしております。ゼロとして精算するべきであろうかと思えますけれども、引き継ぐという解釈でこの分については御理解いただいたところであります。

以上であります。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 人件費にかかる部分ですけれども、一般会計で申し上げますと、給料につきましては13億1,100万円ばかりです。それから職員手当が7億1,970万円、それから共済費が3億7,470万円という支出になっております。これは一般会計だけでございます。

で、先ほどから総務課長の方も答弁ありましたけれども、特会とあわせて全部やりますと、こちらの異動等がありますから、比較というのは非常に困難になるということでございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。（「議長、待てよ」と呼ぶ者あり）3回です。

議員（16番 広田 清晴君） 委員会の中でやっぱり十分議論が必要だなという点を私は痛感しました。

と言いますのがですね、星野記念館が運用がいわゆるいつからか、ずっと継続しちよるちよる解釈はね、勝手な解釈は困る、議長、注意してくださいよ、この支出方法はね、絶対に単年度主義が原則なんですよ。補助金にしろ何にしろね。それをあいまいに聞き逃すことは、会計原則から言って大きくずれちよるやり方ということなんですよ。これは監査委員が指摘したかどうかは知りませんが、議会からしたら、こういう使い方はあってはならん使い方。これを言うて終わります。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

次に移ります。認定第2号平成18年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

認定第3号平成18年度周防大島町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

認定第4号平成18年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

認定第5号平成18年度周防大島町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

認定第6号平成18年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

認定第7号平成18年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） これは今からいわゆる下水、農村集落排水会計、そしてまたその他漁村までがですね、環境衛生部の方だろう思うんですが、実際的に気にかかるのが、いわゆる実際事業を進めていって町内格差がかなり発生する要因がある、それ財政の絡みもあるから、それ一概には言われんところがありますが、実際的に今やりよるところが済まん新しい着手はできないというのが財政当局のある意味で考え方でずっと聞いちょるようなところがあるんです。ほいで、これは会計ごとで聞くと、逆に非常に難しい部分もありますから、まず会計ごとから、いわゆるその対象人口なり、町内なりでどういう格好で報告されてもええですからね、実際の格差が広がりよるんじゃないか、進捗状況含めてですね、ちょっと聞いちょきたいというふうに思

います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） 下水道事業についての進捗状況及びそういったトータル的なことということで公共下水から漁排まで含めてという御質問でございました。で、公共下水につきましては片添地区と安下庄地区、この2つ処理区があるわけでございます。

参考までに片添処理区につきましては、計画人口が3,300人です。しかしながら、計画区域内の実際の人口につきましては891人でございます。で、18年度末の要するに利用者、人口が737人という状況になります。したがって、区域内実質人口に対する普及割合が82.8%という形になっております。

次に、安下庄処理区につきましては、計画人口が3,500人、実際の18年度末の区域内の人口が2,140人でございます。で、実際の利用者の数が1,172人ということになりますので、区域内人口における普及率は54.8%という形になります。したがって、公共下水につきましては、計画人口が6,800人に対して、区域内の人口が3,031人、利用者が1,909人、普及割合が63.0%という状況でございます。

次に、農業集落排水関係ですが、平井地区につきましては、計画人口が2,620人、実区域内人口が1,164人、現在の利用者が773人、区域内人口で割り戻しますと66.4%の普及ということになります。

次に、戸田浄化センター、戸田処理区分ですが、計画人口が550人、実区域内人口が265人、実際利用者が246人ということで、区域内の人口に対する割合は92.8%の普及ということになっております。

沖裏西、これは昨年供用開始したばかりでございますが、計画人口が1,070人、区域内の人口が853人、利用者が259人ということで、18年度末で30.4%の普及率ということになっております。

次、同じく18年度に供用開始いたしました和田処理区につきましては、計画人口が1,640人、区域内人口が905人、利用者が132人、普及率に直しますと14.6%、農業集落排水関係についてトータルしますと、5,880人の計画人口に対して、実区域内人口が3,187人、利用者が1,410人で44.2%の普及状況ということになっております。

次に、漁排、これは浮島地区ということになりますが、計画人口が345人、区域内の実人員が259人ということでございまして、利用者が248人、普及率に直しますと95.8%ということで、総トータルで申し上げますと、町域における下水の計画人口が1万3,025人、区域内の実人員が6,477人、実際の現時点の利用者が3,567人ございまして、計画区域内

の普及率につきましては55.1%といった状況にあるのが現状でございます。

議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、質疑を終結します。

暫時休憩をいたします。午後1時まで休憩をいたします。

午前11時57分休憩

.....  
午後1時00分再開

議長（新山 玄雄君） それではおそろいでございます。再開をいたします。

先ほど広田議員の質疑に際しまして答弁保留になっておりました。答弁願います。馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 貸付金の残高ということで70ページですが、同和福祉援護資金、これが残高が100万3,720円の3人分です。それと住宅新築資金については2,283万5,180円、13人分となっております。

以上です。

議長（新山 玄雄君） それでは議事を進行いたします。

認定第8号平成18年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

認定第9号平成18年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

認定第10号平成18年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

認定第11号平成18年度周防大島町交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

認定第12号平成18年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定について、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 1点だけ、所管委員会ですから1件だけ聞いておきます。今年度、いわゆるかなりの金額の6,319万452円、いわゆる欠損金が出、これを利益積立金で繰り入れ処理するよという格好の決算書が出されております。この中で一つ、1年間議論してきましたですね、大きな部分が、一つは大島病院等の利用者の件、いわゆる医師や看護師の不足による部分と、もう一つが国の医療制度改正に伴う部分、いわゆる医療点数の引き下げに伴う部分という格好で2つの大きな要因があるというのが1年間議論してきた内容だったというふうに思います。その中で医療点数の引き下げにかかわる部分の金額、今わかればきちっと報告していただきたいという部分、それをぜひお願いしたいというふうに思います。

それとあわせて、きのうちょっと議論したんですが、もう一つは病院等の利用者数の状況、いわゆる対前年度と比較して実際的には人数のカウントの仕方が変わりましたというのが監査委員の報告の中でも出ております。その中身についても報告をお願いしたいというふうに思います。

以上です。2点。

議長（新山 玄雄君） 河村企業局総務部長。

公営企業局総務部長（河村 常和君） お問い合わせの医療費改定による減収部分というのは、今資料持ち合わせがありませんので後ほど回答させていただきたいと思っております。

それと患者数の数え方のカウントの仕方が変わったという件でございますが、これにつきましては一人の患者様が外来に来られて、耳鼻科、眼科、泌尿器科というふうに3科かかって帰られた場合のカウントが、それぞれの科ごとのカウントというのが前の電算機システムではできておりませんでした。今度の変りました医療のシステムにおいて、昨年4月からそれができるようになりましたので、その部分での患者数の数え方の違いというのが出てまいりました。ですから、旧の場合は一人で3科かかれば3科の総点数、例えば眼科で2,000円、泌尿器科で5,000円、それから耳鼻科で2,000円ということであれば一人単価が9,000円になりますけど、今回の場合はそれを3で割ってしまいますので、当然一人単価も平均的に五、六千円に落ちてきたというのが状況になっております。そういったところでございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。決算認定の質疑が終了しましたので、認定第1号平成18年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第12号平成18年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定についてまでの12議案を、本日配布しております議案付託表により、所轄の

常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号平成18年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第12号平成18年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定についてまでの12議案を、本日配布いたしました議案付託表のとおり、所轄の常任委員会に付託することに決定しました。

#### 日程第19・議案第1号

議長（新山 玄雄君） 日程第19、議案第1号平成19年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）を上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 議案第1号平成19年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）について、補足説明をいたします。

別冊の議案つづりのお開き、1ページになります。今回の補正は、第1条に定めるとおり、既定の歳入歳出予算に1億7,585万円を追加し、予算の総額を159億7,012万9,000円とするものであります。

また第2条により、地方自治法第214条の規定に基づく債務負担行為を定め、第3条により第3表のとおり地方債の補正を行うものであります。

まず歳入歳出予算の補正について、その主なものを事項別明細書により御説明をいたします。

11ページをお開き願います。

歳入の9款地方交付税は、普通交付税の交付額決定により、1億3,294万3,000円を追加するものであります。12款の使用料及び手数料の農林水産使用料は、農産物加工施設の利用増に伴う追加補正であります。13款国庫支出金、1項国庫負担金は、公共土木施設災害復旧にかかわる負担金233万1,000円の新規計上であります。

12ページになります。3項の国庫委託金は、基礎年金等事務委託金の交付見込みにより、283万8,000円を減額するものであります。14款の県支出金、1項県負担金は、県内小中学校のネットワークシステム構築にかかわる県負担分8万4,000円の新規計上であります。2項の県補助金では、就労奨励サポート事業の創設に伴う県補助金を計上いたしました。3項の県委託金では、県議会議員選挙委託金の確定による減額補正であります。

16款寄附金は、星野哲郎記念館竣工式におけるお祝い金を一般寄附金として計上をいたしました。17款繰入金は、財政調整基金の取り崩しを1億2,636万円、減債基金の取り崩しを2,000万円、それぞれ減額するものであります。18款の繰越金は、前年度からの繰越金を



1億8,863万1,000円追加し、1億9,863万1,000円とするものであります。

14ページになります。19款の諸収入は、農産物等加工施設における缶詰用缶の売り上げ増による補正であります。20款町債は、臨時財政対策債の発行限度額確定による400万円の追加及び災害復旧事業債の新規計上であります。

続いて、歳出について御説明をいたします。15ページになります。

2款の総務費、1項総務管理費、2目文書広報費は防災行政無線整備事業の節の組み替えであります。5目財産管理費では、地方財政法第7条第1項の規定に基づき、前年度繰越金の約2分の1に相当する1億円を財政調整基金へ積み立てることといたしました。7目の支所及び出張所費では、地域住民からの要望を踏まえ、各総合支所経費において、工事請負費、原材料費、小規模施設整備事業補助金、これらを含めまして総額947万4,000円を追加計上しております。

16ページになります。2項の徴税費は、法人住民税等の還付金を120万円追加するとともに、入札減により、固定資産標準値鑑定委託料を1,100万4,000円減額いたしました。4項の選挙費は、県議会議員選挙委託金の確定による減額補正であります。

18ページになります。3款の民生費、1項社会福祉費、2目障害福祉費は、障害者自立支援法施行に伴う山口県の独自施策として、施設等における就労意欲向上に資する就労奨励サポート事業の創設に伴う122万8,000円の新規計上であります。3目の老人福祉費は、敬老会事業において、対象者の増による追加補正であります。4目国民年金費は、財源の調整であります。5目の介護保険対策費は過年度補助金の精算であります。2項児童福祉費は、保育所運営費等の過年度精算金261万3,000円の計上及び児童公園の修繕費を計上いたしました。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費は、後期高齢者医療制度への対応として、各総合支所の窓口においても即時処理が可能となるようパソコン等を整備する経費152万円を計上いたしました。2項の清掃費、2目塵芥処理費では、塵芥処理経費において、最近の原油価格高騰に伴い、ごみ収集袋の購入単価が当初見込みより大幅に上昇いたしましたので、消耗品を168万2,000円追加いたしました。また久賀不燃物処理場フェンスの修繕費を計上しております。不燃物処理施設管理費経費では、現在建設中の不燃物最終処分場につきましては、平成20年度から運用開始の予定であります。運用開始前に水質検査を実施する方がベターであるとの判断により、その経費を追加補正しております。

20ページになります。5款の農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費は、農産物等加工施設管理運営経費において、利用増に伴う缶詰用缶の購入費を追加しております。5目農地費の農地一般管理経費では、団体営ため池整備事業にかかわるしゅんせつ土の処理工事費を471万円計上いたしました。排水施設管理事業では、土居排水機場の吐水管の修繕費の計上であります。

単県農産漁村整備事業では、当初4地区を予定し、実施してまいりましたが、入札減等による

事業費の減少により、新たに3地区を追加実施することとし、節の組み換えを行っております。  
元気な地域づくり交付金事業は、事業費から人件費への組み替えであります。

22ページになりますけども、農地・水・環境保全向上対策事業は、対象面積の確定によりまして、その負担金を2万円を計上するものであります。

6款の商工費、1項商工費、2目商工業振興費の竜崎温泉管理運営経費では、指定管理移行前に町が販売した回数券の利用者が予定より多くあり、これの負担金を600万円追加いたしました。3目の観光費の星野哲郎記念館管理運営経費における173万3,000円の補正は、入場者数の大幅増に伴い、管理人を2名から3名体制で行うための賃金の追加、芝生及び樹木の管理委託料の追加、祝い金として歳入をしました37万円を星野ワールド実行委員会へ補助するものであります。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費では、法定外公共物、いわゆる赤線、青線と呼ばれるものでありますが、久賀南線等5カ所について、これの境界などについて、確認、特定をする必要が生じたので、その測量委託料として357万5,000円を計上いたしました。

2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費では、町道の維持補修費にかかわる工事請負費1,000万円及び外灯の修繕費35万円の追加計上であります。2目道路新設改良費では、町道上浜線改良事業における法線変更に伴う測量設計費176万4,000円の追加であります。

24ページになります。6項の住宅費、1目住宅管理費は、各公営住宅の修繕費として、300万円を追加計上いたしました。8款消防費の188万1,000円の補正は、消防団員退職報償金の掛け金が改正となったことによるものであります。9款教育費、2項小学校費では、小学校管理事務局経費において、各小学校の修繕費を280万円追加計上いたしました。3項中学校費では、中学校管理事務局経費に各中学校の修繕費として180万円を追加するとともに、東和中学校改築にかかわる基本設計委託料を970万円計上いたしました。

26ページの4項社会教育費、3目図書館費は、久賀図書館のエアコンが故障いたしましたので、これを取りかえる工事請負費を300万円計上いたしました。5目社会教育施設費は、東和総合センター及び橘総合センターのエアコン等の修繕費を計上いたしました。5目保健体育費、2目体育施設管理費は、東和総合体育館の消防設備点検の指摘事項に伴う修繕費、陸上競技場の浄化槽ブロアーの故障に伴う修繕費の計上であります。3目学校給食費では、大島地区学校給食センターの賃金を追加するとともに、橘地区学校給食センターの生ごみ処理機の修繕費を計上いたしました。

28ページになります。10款でございますが、災害復旧費は台風4号及び5号により被災した町道等の復旧経費として、単独災害復旧事業1,000万円、補助災害復旧事業470万5,000円を計上いたしました。

12款諸支出金、1項繰り出し金は、今回の補正に伴う各特別会計への繰り出し金として423万3,000円の計上であります。特に今回の補正につきましては、総合支所や建設課所管事業のうち、特に地域から要望の強い小規模施設整備や原材料支給を初め、維持管理業務経費、単独災害復旧経費について、特に配慮いたしまして、合計で約3,000万円の補正をしているところでございます。

次に7ページに戻っていただきたいと思っております。第2表の債務負担行為についてであります。けさほど行政報告の中にございましたとおり、東和及び橘地区の学校給食センターについては、平成20年度から調理業務、配送業務を包括して民間委託することとし、3カ年の複数年にわたる契約とするため、東和地区学校給食センターは3,042万円、橘地区学校給食センターは2,835万円をそれぞれ限度額とする債務負担行為を定めるものでございます。

以上が議案第1号平成19年度周防大島町一般会計補正予算(第2号)の内容でございます。慎重御審議いただきまして、御議決いただきますようお願い申し上げまして、補足説明を終わります。

議長(新山 玄雄君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員(16番 広田 清晴君) 一つは債務負担行為について聞きます。今総務部長から、いわゆる民間委託ということで債務負担行為の新たな発生、20年から22年ということであります。これは概算事業費ですが、3カ年にわたり、それぞれ金額根拠があるかというふうに思います。その根拠についてまず報告を求めたいというふうに思います。

2点目。今回9月で補正の主な財源が繰越額といわゆる交付税の追加部分ということが2つがほとんどの財源になつると言っても過言でないという状況です。で、実際的にまず交付税といわゆる財源対策債、足した額が実際的には昨年度この時期と比べてですね、どういう状況かつかんでおるかどうか。つかんでおるか。例えば交付税を足した額と対策債を足した額が、旧来のいわゆる交付税ベースということになるかというふうに思います。

それで今現在ですね、まあこれ難しいかもわからんが、実態としてつかんでる、年次ベースで対前年と比べてどのくらいの見通しというふうに、一応交付税も確定、対策債も一応補正してるんですね、その辺のところではわかる範囲でちょっと答弁を求めたいというふうに思います。

それと併せて、もう1点は、基金の考え方について聞きます、基金。今回2分の1分を繰り入れるという格好の中で繰越金の2分の1という格好でやっておりますが、これも3月に取り崩してですね、実際的に3月予算つくるときに取り崩したりしておりますので、改めてですね、この時点でのとりわけ財調の補正予算上の金額という言い方が確かだろうかと思いますので、それについて報告を求めたいというふうに思います。

次に、出の方について聞きたいというふうに思います。

先ほど部長の方からですね、今回の補正はとりわけいわゆる修繕その他に力点を置いた補正だという特別な発言があったわけですが、実際的にはかなり厳しい財源の中でも予算要望の大きい部分としては当然今言われた部分とあわせて民生部分をかなり削られた部分が、どうにか復活してほしいという部分があるんですが、今回の補正も中身は見送りという状況があります。

その中で歳出部分で聞きますが、まず1点が実際的の中としては、先ほど認定でも議論したところの星野記念館にかかわる部分であります。今回補正として寄附分も入れて当初で400万円でしたか、あわせて補正後それなりの金額になるというふうに思いますが、実際的にこれ以上の額が支出されているのかなのか、補正の件、ちょっと聞いておきたいというふうに思います。

それとあわせて新しいメニューとして18ページ、ちょっと見てほしいんですが、障害福祉で町と県が2分の1ずつですね、就労奨励サポート事業ということで、これが障害者にかかわる部分、いわゆる法律改正に伴って逆に負担が重たくなるという部分で、それ1点改正しようということで県と町がやる事業だというふうに感じておりますが、実際的には自立支援法そのものの中身を変えんとですね、実際にはたまらんという、これは国でも今議論されよります。そういう流れについて聞いとれば、ちょっと答弁求めておきたいというふうに思います。と言いますのは、もう出発時点からこれはもう中身に問題があるということで、あらゆるところから出ちょうので、それに聞いている範囲でわかれば聞いておきたいというふうに思います。

次に、土木費、23ページですが、法定外公共物特定作業ということで測量等の部分が入っております。先ほど5件という報告があったというふうに思いますが、実際的に町が行う事業、概念ですよ、いわゆる町が行う概念としては、かなり地籍上はいろいろ入り組んだところがいっぱい残っちゃうと思うんですよ、実際的に。それで今現在もうそのうちの何分の1かぐらいが今こうしてやられよるんじやなかろうかというふうに思うんですが、実態的な数字はつかんでおるんだろうかどうだろうか。気がついたところからこういう補正で上げていくというやり方なんじやろうか、どうなんじやろうか、それを含めて聞いちょきたいなというふうに思います。

それと補正の組み方として、今まで修繕費等は各学校ごとにそれぞれ分けて支出されよりました。それが今回は一まとめにして支出するというやり方、補正を変えてきちょうというふうに思われますが、実際的には今後はこういうやり方で行くのかどうなのか。当初予算では、当然ずつと分けて学校等に、各学校に支出しよりました。それが今度はもう一かたまりで補正という格好で出てきよります。それも変更の対象なのかどうなのか、あわせて聞いちょきたいと。今度はもうずっとそのやり方で行くということなのかどうなのか聞いちょきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 布村教育次長。

教育次長（布村 和男君） それでは債務負担のことについてまずお答えをいたしますが、東和

給食センターが年間が、今見積もっておるのが人権費や社会保険料等それぞれあわせて1,014万円を見込んでおります、年間がですね。これ掛ける3ということでございます。で、橘が人件費等をあわせまして945万円を見込んでおります。で、少し差があるわけですが、それはなぜかと言いますと、中身はほぼ一緒なんです、実は配送業務が東和については油田地区と城山地区の2方面にあるわけです。橘については1台でやるということで、東和については2台ということで。ですから、配送の運転手が1名と2名ということで、その差が出ておるということでございます。

次に、予算の組み方ですが、今までの各学校で当初予算は5万円ほど、わずかではありますが予算の組み方の関係でそういった事情があったわけですが、これからはやはりいろいろ把握するのに事務局で一括して予算を組んで執行する方がより効果的であるという判断からこのようなことをいたしています。これからもこのようにしたいというふうに思っております。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） まず1点目の交付税で18年度、19年度の比較ということでございますけれども、普通交付税、18年度が決定額が71億4,275万9,000円、今回19年度が70億4,294万3,000円ということで、差し引き9,981万6,000円の減、1.4%の減でございます。これに臨時財政対策債を加えたものですが、臨時財政対策債が18年度が4億6,730万円、19年度が2億2,400万円でございます。ですから、これをあわせると、18年度が76億1,005万9,000円、19年度が74億6,694万3,000円ということで、1億4,311万6,000円、1.9%の減という状況でございます。

それともう1点、基金の状況でございますけれども、今回財政調整基金の積み立てあるいは取り崩しの減、それから減債基金の取り崩しの減を行っておりますけれども、この結果ですけれども、財政調整基金につきまして、残高が10億8,005万3,000円、それから減債基金が1億6,679万4,000円という状況でございます。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） お答えいたします。

まず星野ワールド実行委員会、今回補助金37万円の追加で437万円、これ以上ないのかということでございますが、実際には旅費 式典にかかわる旅費が追加となっております。で、これが予備費で50万円ほど対応させていただいておりまして、総額になりますと487万円となります。この予備費で対応となった理由でございますが、東京からの来賓者の送迎、これを広島空港として予定しておりましたが、飛行機の到着便との理由、式典までに時間の余裕がない等々で松山空港とし、海路を、これは貸し切り高速フェリーとなったものでございます。これにつきましては東京の事務所との来賓者の方と協議をいたしましたけれども、式典直前の変更であ

りまして予備費での対応となったものでございます。よろしくお願いいいたします。

それと土木費で法定外公共物の作業でございますが、これは件数は5件でございます。で、実質はかなりの数字があるんじゃないかということでございますが、実質かなりの件数があるかと思えます。ただ全体のこの数字の把握というのは困難でありますので、そういうのが発覚して出てきた時点でそれなりの対応をしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 障害者自立支援法の関係についてであります。今回就労奨励サポート事業というのを計上させていただきました。この事業は障害者自立支援法の施行によりまして、在宅の通所者の工賃が収入とみなされることになったということで、その工賃収入より高い利用料を支払うケースが出てきた。そのために通所の授産施設などの利用控えが見られると。そのために山口県独自にこういう事業をつくったわけですが、この中身につきましては、一応平均工賃が平均利用料を下回る施設に対しまして、一人当たり月額4,000円を上限に奨励金を出そうというものと、施設に対して環境改善のために年間40万円を限度に出そうというものであります。

障害者自立支援法につきましては、いろいろ法施行から障害者団体等いろいろ苦情とか、国にどんどん上がってきておるようであります。で、やはり基本が1割負担というのは大変きついというふうでありますので、国の方では改正については協議をするというふうな話は聞いておりますが、そのような現在情報というのはこちらには全く入ってきておりません。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今から決算認定においても議論されていくわけなんです。予備費の運用について若干執行部の考え方を聞きたいというふうに思います。

と言いますのが、実行委員会等に補助して行くと。そして、実際的には足りなくなったから予備費で急遽対応するというやり方なんです。実際的に予備費の流用そのものが予算の範囲内で執行するという基本原則がいわゆる予算のあり方なんです。実際的に、それがあいまいになるのが、いわゆる予備費の流用という部分なんです。実際的に、やっぱりこれはある意味では対議会に対しては後退という判断にならざるを得んというふうに考えております。

例えば、今たまたま出てきたですが、いわゆる星野ワールド実行委員会に400万円計上したと。それじゃ足りんから何十万円か、450万円、既にもう流用して使いましたというやり方が果たして正しいのかどうか。執行部としては確かにですね、補助金、いわゆる補助金という名前で繰り出す方法というのはね、すごいある意味ではやりやすいというか、隠れ蓑になりやすいんですね。おまけに実際的には既に予備費で使うちよるといふ格好になれば、対議会に関

してはこんなやり方は私は許せないという立場なんですよ。特に今回、かなりの依存的なものがあつたにしてもですね、そのやり方自体は私はいただけない内容ではなからうかというふうに思いますが、執行部のこの見解も聞いておきたいというふうに思います。

それともう一つは、教育委員会関係で今年度の実際今回いわゆる東和中学校の建てかえの基本設計という形で出てきております。それで、前も言うたかと思うんですが、今実際的には耐力度調査をやりよる年度じゃないと思うんですよ、実際的に。それでそれを今時点で既にもう基本設計に上げていくと。基本設計を出していくうちゅうことになれば、それを待たずしてその事業を新たにスタートするということになりゃせんかと思うんですが、実際的に耐力度調査の今の状況は、例えば入札が済んで、それでどういう状況なんかを含めて実際的にはちょっと答弁を求めておきたいなというふうに思うんですよ。今建て直さんにゃいけない施設かどうかを調査するために耐力度調査で今年度予算計上したと。それで今度はその結論が出たか出んか知らんが、その同年度に基本設計で上げていくというやり方。実際的にはその結論を待たずにもうそれは決まった状況なんだということになれば、耐力度調査はある意味では国庫補助金等のいわゆるための ためのちゅう言い方はおかしいが、部分に入るかもわからんですから、その辺はちょっと聞きちょきたいというふうに思います。その2点について聞きちょきたいと。

議長（新山 玄雄君） 布村教育次長。

教育次長（布村 和男君） 御指摘のように今耐力度調査を今からやるところです。入札で業者が決まりました。10月に入ってコンクリートのコア抜きをやるわけですが、それが非常に悪いという予測をしておるわけで。ですからコア抜きの結果が出てから基本調査に入るということで、その結果を待たずに基本調査に入るという予定にはしておりません。

今のところそのコア抜き、実は900万円ぐらいの予算をとっておったんですが、県ともいろいろ交渉しまして今1000万円で執行をしております。コア抜きだけでその耐力度調査が済むであろうという今のところ予測をしております。それはなぜかという、コンクリート強度が非常に弱いんですから、そのコンクリート強度の弱さの基準よりも下に行くと、校舎をはぐったりいろんなことをやらなくてもそのコンクリート強度だけでもう建てかえの対象になるということに今なっております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 椎木副町長。

副町長（椎木 巧君） 予備費の充用の御質問でございますが、御指摘のように予備費の充用につきましては、真に必要なやむを得ないものに限るということは当然のことでございます。今回の件はそれに該当するということで予備費からの流用をさせていただいたところでございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 予備費の流用の原則は、今副町長が言われたとおり、実際的にはいわゆる必要不可欠なもの、それがないと事業が停止する、もしくはそういういわゆる混乱が起きるという場合ですが、実際的に国庫補助金です。ごめんなさい、補助金で、実行委員会の補助金で進出するという格好の範疇のもんなんですよ、実際的にね。それでそれがとまるということかどうかというのはね、私は非常にあいまいな、私は部分があるというふうに思います。

と言いますのが、先ほどから聞いちゃると、いわゆるチャーターせんにやいけん箇所が変わったとかいう格好になると、実際的にそれだけの多額の部分の不足っちゃうんがね、実際的に私ら素人から言ったら非常にわかりにくいっちゃうかね。ましてや、その補助金の支出先が実際的にはいわゆる町の通帳にあるところに入っていくという格好になれば非常に見にくいということだけは、やっぱりきちっと見ちょかにやいけまあとというふうに思います。

実際的に例えば6月議会もあって、実際的にはそれぞれその都度その都度議会に対して予算について示される、執行部の示される範疇ですよ。その中で、それじゃ節約はできるのかでいいのかっちゃうふうな部分を含めて、実際的には範疇があろうと。節約したがどうしても足らんからこういうもので行くという格好かどうかも、私らからしたら非常にあいまいな部分。それは補助金ですからあいまいな部分というところがあるんですね、実際的にね。ですから、私はそういう意味では、特に予備費の運用については、私たち旧町においてはほとんど予備費の運用をせずに予算計上してきちっとやっていくと。それは確かに硬い部分もあったかもわからんが、それでも年間通したらそのぐらいという格好で予算の組み方をしてきたわけですから、すごいあれが中身的には私、問題があるんじゃないかという気がしております。それ1件だけ言うときます。

それとあわせて、もう一つは今回補正に上げている部分は教育委員会関係の基本設計。これについては、いわゆる耐力度調査の中身を見て、早う言ったら結論はもうわかっちゃう、ある意味ではわかっちゃうような言い方をするんだが、実際的にはそれじゃそんだけ老朽化し、危険性が高いものなら、それは合併時点からわかっちゃった問題よ。逆に言えばですね、わかっちゃった問題じゃないんかという側面があると思うんですよ。聞いてみますと、かなりいわゆる補強工事的なものが旧東和においてはやられてきた建物というふうに聞いておりますが、実際的には本当にそれだけの建てかえの必要性、ましてや後の使い方についてはまだ議論ができてないわけですから、そういう意味からしたら実際的にはどうなのかと。本当に高テンポでやらないけんものなのかどうなのかちゃうのが非常にあいまい。既に合併のためのそういう予算組みではないかという危惧が、これも出てくるんが基本的な見方じゃないかというふうに思うんです。本当に危険性があるなら、合併したりせんで、それは当然ずっと耐震補強については、ずっと県も言いよったわけですし、国も言いよったわけですから。それが今になって急遽出てくるということ自身が、実際的には非常に不可解な面があるというふうに見ております。本当に耐震上必要な部分っちゃう



うのがやっぱり非常にわかりにくい部分。ましてや断続的に予算が出てきますからね。耐力度調査が出たと思うたら、それが進まんうちに基本設計ちゅう出方がしたら、かなり高テンポで建てかえないけんちゅう、もうその見方だけになるからね。実際的には中学校の統合問題含め小学校の統合問題を含む、まだ結論が出てない状況がある中での予算執行だからね、実際的には。その辺があるから、すごい奇異に感じるというか いう部分があるという点だけは指摘しちよきたいというふうに思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 椎木副町長。

副町長（椎木 巧君） まず予備費のことですが、今後ともより慎重に対応してまいりたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） 布村教育次長。

教育次長（布村 和男君） 東和中学校の校舎の危険性について、わかったのが、調査をして昨年の12月にそれだけのコンクリート強度がないという、建てかえの必要があるというのがわかったわけで、それから動き始めたということであります。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） ページ数を追って質問したいと思います。まず15ページの総務管理費の中の久賀支庁経費の中の工事請負費についてももう少し詳しく説明を、場所とか工事の内容をお願いします。

19ページですが、2項清掃費、先ほどの部長の説明では、じん芥処理費のところですが、修繕費、久賀の不燃物処理場フェンスの張りかえというようにあったかと思うんですが、これのもう少し詳しい説明。

それから23ページですが、土木管理費の法定外公共物特定作業357万5,000円ですが、これ先ほどの説明では久賀南というのが少しありましたが、これは実際には久賀南というのはこの辺かということと、このいわゆる測量ということですが、どういった目的といたしますかね、理由といたしますかですね、その何のために測量をするのかという詳しい説明をお願いします。

それともう一つ、27ページですが、社会教育費のところ。久賀図書館管理運営経費300万円ですが、これは先ほどの説明ではエアコンの取りかえということでしたが、これは総合センターのエアコンの取りかえということなんでしょうか。これももう少し詳しい説明をお願いします。以上。

議長（新山 玄雄君） 野口久賀総合支所長。

久賀総合支所長（野口 菊義君） それではただいまの御質問にお答えいたしたいと思っております。

今回の補正で、15の工事請負費150万円の補正をお願いしておりますが、補正の内容につ

きましては、地域からの要望による町道、農道、水路等の維持・補修工事に対応するものでございまして、今年度すでに14件の要望がございました。うち10件については、既定の予算内で対応をいたしました。予算を超えての要望がございますので、さらに今回補正をお願いをしておるわけでございます。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 布村教育次長。

教育次長（布村 和男君） 図書館のエアコンの修理だけです。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） 久賀不燃物処分場のフェンスの修理のことについての御質問ですが、このことについて、先般6月定例会のときの御質問のときに、閉鎖処理に向けての中で考慮したい、検討したい、ということをお答えしたかと思えます。しかしながら、全体の閉鎖処理となりますとかなりまだ期間を要しますので、とりあえず老朽と申しますか、傾斜が今にも倒れそうな状況になっておりますので、そのフェンスだけを早急に修理し復元したいということでございます。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） お答えいたします。

23ページの土木総務費の法定外公共物の特定作業でございますが、久賀南線地先の測量業務でございますが、これは広域農道の砕石処理場、処理の跡地のところでございますが、この道路沿いに一部民地が入って、民地との境界を確定しなきゃいけないというのがございます。この特定作業、これは一般的には赤線、青線、これが民地に入っているということで、それを特定作業を行いましてそれによって、また買収しなきゃいけないというところも出てこようかと思えます。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） ちょっと再度質問をしますが、今の久賀の不燃物処理場のフェンスですが、これは旧久賀町の時、僕が前の2期目のときにもあそこを工事をやってフェンスを取りかえたと思うんですが、余りにも短期間のうちに取りかえが行われています。というのが、あそこは多分地場も悪いんじゃないと思う。それとフェンスが高い。だから傾く。一番ただ原因は、あれはカズラが原因なんです。カズラがフェンスに巻きつくから、それで重みでフェンスを倒すんです。だから、日ごろからきちんと、あそこは防風林といいますか、木も植えてありますが、木ももうそのフェンスの網の中に入っちゃってしまっていて、それらの重みで傾いた部分もあると思うんです。だから、日ごろからきちんとあの環境整備をやっちゃったら、もっとあのフェンスはもつんじゃないかというふうに思うわけですが。

それと、ちょうどあそこ境界が国道ですが、どっち側に建っているんですか、あのフェンスは。  
議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） 大きく分けて2点御質問があったかと思います。第1点目の日常の管理、カズラとか云々、たしかそういった点も若干あるかとは思いますが、せんだって調査した結果、あのフェンスの基礎の下は大雨のとき等には水が流れていて、要するに吸い出し状態、そういったことによって、フェンスがかなり傾斜したというのが大きな原因です。

2点目のフェンスの施工は、施工時の図面とも所轄にございます。現場で測量したわけじゃないですが図面で判断する限り、不燃物処分場の方に入っております。町有地です。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） ちょっと今、初めて聞きましたが、大雨によって地盤が緩んだと。これは、原因は国道にあるじゃないですか、それは。それはあそこにどこから水が流れてくるといって、国道から流れてくるわけですから。これは国に言わにゃいけん。フェンスが倒れるようじゃどうもならん。若干じゃなしに、やっぱり一番の原因はやっぱりだからカズラです。カズラと木です。あれはじゃけ、いずれは木が大きくなったら、僕はあフェンスをやめるんかと思ひよった。要は、あれがなぜフェンスがあるかと、ごみを捨てるからです。一般のものがごみを投げるからあそこにフェンスをつくったというか、旧久賀町のときにつくったんですけども。こう再々あそこをやりかえるんだったら、これはたまったもんじゃない、これは。今度きちんと、それはきちんとした地盤を改良してやるか。もう、あそこもいずれにしても閉鎖してしまうのであれば、この際やめてもいいと思う、あれは。木があるんです。そがいなん気がします、もう。いや、むだになる、これだけやったら。70何万円もかけて再々。それは実情がわかるから、僕は申し上げるので。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） 閉鎖処理するに当たって、もう閉鎖するのであればやめた方がいいのではないかと御提言でございますが、あくまで不燃物処分場として利用した区域、これについては幾ら閉鎖しても町に管理責任がございまして。当然、先ほど発言がありましたように、どうしても人間の心情として、ごみが捨ててあればそこにごみを投げてしまうという、これは久賀だけに限らず、4地区それぞれ同じような状況で今日まで至っております。そういったことも含め、国道沿いでもございまして、要するに町の管理責任という面からも、そういったいろんなごみの投げ捨て防止の点からもきちっとした境と申しますか、そういったことがよりできないような状態にして管理を今後もしていきたいと考えております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。ないようでありますので質疑を終結します。

討論、採決は最終日といたします。

日程第 2 0 . 議案第 2 号

日程第 2 1 . 議案第 3 号

日程第 2 2 . 議案第 4 号

日程第 2 3 . 議案第 5 号

日程第 2 4 . 議案第 6 号

日程第 2 5 . 議案第 7 号

議長（新山 玄雄君） 次に移ります。日程第 2 0、議案第 2 号平成 1 9 年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）から日程第 2 5、議案第 7 号平成 1 9 年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第 1 号）までの 6 議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） それでは、議案第 2 号平成 1 9 年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）につきまして補足説明を行います。

予算書の 3 1 ページをお願いいたします。今回の補正は、平成 1 8 年度決算に伴う精算及び負担金等の確定が主なものであります。本文で既定の歳入歳出予算の総額に 1 億 1 1 9 万円を追加し、総額を 3 7 億 3 8 8 万 3 , 0 0 0 円とするものであります。

それでは、事項別明細書の 3 7 ページをお願いいたします。歳入であります。3 款の国庫支出金 1 目の療養給付費負担金では、4 4 8 万 9 , 0 0 0 円を減額いたします。これは現年度分の老人保健医療費拠出金及び介護納付金の確定による減額であります。

4 款の療養給付費等交付金では、現年度分退職者医療交付金の老人保健分の確定による 1 , 3 8 3 万 5 , 0 0 0 円と過年度分の 5 8 9 万 6 , 0 0 0 円の追加計上であります。

8 款の繰入金では、職員給与費等繰入金 7 万 4 , 0 0 0 円の追加と財政安定化支援事業繰入金を確定により 1 , 4 8 2 万 6 , 0 0 0 円減額をいたします。

3 8 ページをお願いいたします。9 款の繰越金は、前年度からの繰越金を 1 億 7 0 万円追加いたします。

次に、3 9 ページ、歳出であります。1 款の総務費は、財政診断経費として 7 万 4 , 0 0 0 円の追加計上であります。

3 款の老人保健拠出金では、医療費及び事務費拠出金の確定により 4 0 5 万 1 , 0 0 0 円を追加いたします。

4 款の介護納付金も確定によりまして 3 4 万 3 , 0 0 0 円の減額であります。

40ページをお願いいたします。7款の基金積立金は、国保財政の基盤安定のため8,000万円を基金へ積み立てを行います。

8款の諸支出金では、平成18年度の療養給付費返還金として1,835万6,000円を追加計上いたします。

10款の予備費では、94万8,000円を減額し財源調整を行っております。

以上が平成19年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の補足説明であります。

続きまして、予算書の41ページをお願いいたします。議案第3号平成19年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)につきまして補足説明を行います。

今回の補正は平成18年度決算に伴う精算を行うものであります。それでは、本文で既定の歳入歳出予算の総額に8,388万4,000円を追加し、総額を30億4,172万円とするものであります。

それでは、事項別明細書の47ページをお願いいたします。歳入であります。8款の繰越金では、前年度からの繰越金として8,388万4,000円を追加いたします。

次に、48ページ、歳出であります。1款の総務費2項の徴収費では、過年度分の保険料還付として97万7,000円を追加計上をいたします。

4款の基金積立金では、前年度決算に伴う介護給付費準備基金への積立金として3,645万4,000円を追加いたします。

7款の諸支出金では、前年度実績に伴う国などへの返還金として4,645万3,000円を計上いたします。

以上が平成19年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)の補足説明であります。私からは以上であります。

議長(新山 玄雄君) 村田環境生活部長。

環境生活部長(村田 章文君) それでは、私からは議案4号から議案第6号までについての補足説明をさせていただきます。

最初に、議案第4号平成19年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

別冊議案つづりの49ページをお願いいたします。今回の補正は、既定の歳入歳出予算に1,522万5,000円を追加し、その総額を15億323万7,000円とするものでございます。

その概要につきまして事項別明細書により御説明いたします。55ページをお願いいたします。歳入の2款使用料及び手数料1項給水使用料につきましては、片添浄化センターの使用水量増に

伴う給水使用料112万2,000円の追加計上と、3款繰入金において一般会計から1,410万3,000円を繰り入れての財政調整でございます。

次、56ページをお願いいたします。歳出の1款簡易水道費2項事業費1目維持管理費につきましては、漏水対策及び電気計装設備の修理に要する経費1,522万5,000円を計上いたしました。

以上が議案第4号平成19年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)についての概要でございます。

次に、議案第5号平成19年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

57ページをお願いいたします。今回の補正は、既定の歳入歳出予算に54万6,000円を追加し、予算の総額を5億3,600万3,000円とするものでございます。

63ページをお願いいたします。歳入の4款繰入金につきましては、一般会計から33万8,000円を繰り入れし、また5款諸収入2項営業外利益は、消費税につきましては当初予算におきましては250万円納付と見込んでおりましたが、申告の結果、還付となりましたので、消費税還付金20万8,000円を計上いたしました。

64ページ、歳出になりますが、1款公共下水費2項事業費1目維持管理費につきましては、片添浄化センターの処理方法について、長期的観点から再処理水の利用から水道水の利用へ切りかえたことに伴う水道使用料の増額、及びマンホールポンプ等の修繕費の追加であります。また、歳入で申し上げた理由により、公課費において消費税250万円いたしておるところでございます。

以上が議案第5号平成19年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第2号)についての概要でございます。

続きまして、議案第6号平成19年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

65ページをお願いいたします。今回の補正は、第1条にございますとおり既定の歳入歳出予算の総額については変更ございません。また、地方債につきましては第2表地方債補正のとおりでございます。

73ページをお願いいたします。歳入ですが、1款分担金及び負担金につきましては津海木地区の事業費増に伴う分担金17万4,000円、4款繰入金は一般会計よりの繰入金2万6,000円の計上、また6款町債につきましては下水道事業債、過疎対策事業債、それぞれ10万円減額いたしております。

歳出につきましては74ページをお願いいたします。1款農業集落排水費2項事業費2目農業

集落排水事業費は、秋地区の人件費及び事業費 909 万円を津海木地区への事業費へと組み替えることにより、津海木地区の平成 19 年度完成を目指すものでございます。

以上が議案第 4 号から議案第 6 号までについての補足説明でございます。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 議案第 7 号平成 19 年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして補足説明をいたします。

補正予算書 75 ページをお願いいたします。今回の補正は、第 1 条のとおり既定の歳入歳出予算に 38 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 7,772 万 7,000 円とするものであります。

その概要につきまして事項別明細書により御説明をさせていただきます。81 ページをお開き願います。歳入であります。3 款の県支出金は、前島、情島、浮島の各航路の県補助金が確定いたしましたので、総額 413 万 1,000 円を減額するものであります。これに伴いまして、4 款繰入金において、一般会計からの繰入金を 451 万 8,000 円追加し、財源調整を行っております。

82 ページをお願いいたします。歳出につきましては 1 款事業費 2 項事業費におきまして、各航路運行費の財政調整及び 2 目情島情島航路運行費で、情島の浮き栈橋が台風で被災いたしましたのでこの修繕費を 38 万 7,000 円計上いたしました。

以上が議案第 7 号平成 19 年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第 1 号）についての概要であります。何とぞ慎重審議をいただきまして御議決いただきますようお願いいたします。補足説明を終わります。

議長（新山 玄雄君） 暫時休憩をいたします。2 時 20 分まで休憩をいたします。2 時 20 分。

午後 2 時 04 分休憩

.....  
午後 2 時 20 分再開

議長（新山 玄雄君） それでは、再開をいたします。

先ほどの広田議員の質疑に対する答弁保留されておりました。答弁をお願いします。村岡公営企業局財政課長。

公営企業局財政課長（村岡 宏章君） 広田議員さんの質問にお答えします。

平成 18 年度診療報酬の改定、国の 3.16% に対しまして、当公営企業局では東和病院では 2.36%、橘病院の影響が大きくてマイナスの 11.55%、大島病院が 4.70% のマイナス改定です、すべて。3 病院合わせまして 4.28% のマイナス改定になっております。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 先ほど説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第2号平成19年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 1件だけ質疑をしておきたいというふうに思います。といいますのが、今年度繰り出し金、いわゆる減額としては財政安定化支援事業ということで交付税の決定に伴い、部分というふうに聞いておりますが、実際的にかなり大きいので、その中身について質疑をしておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 財政安定化支援事業ですが、これは応能割が低いとか病床数が多いとか高齢者が多いということで普通交付税に算定されるわけですが、当初予算では18年度決算額を計上しておったわけですが、16年度と17年度を比較しますと税の軽減世帯が大きく減少しているということで、平成16年度が5,090世帯が17年度では4,562世帯ということで、軽減世帯が減少したことによるものであります。

議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第3号平成19年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第4号平成19年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第5号平成19年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第6号平成19年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。



議案第7号平成19年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第1号)、質疑はありませんか。浜戸議員。

議員(6番 浜戸 信充君) 先ほどの説明では、県の支出金が確定をされたから減額になったという話でしたが、これについてはどうなんですか。確定なんですか、まだですか。

議長(新山 玄雄君) 中野政策企画課長。

政策企画課長(中野 守雄君) お答えいたします。

国については、実は国費につきましては既に今年度3月に確定しております。県費については欠損額から国費が決まりまして、その残りが県費決まるわけですが、県費については1年おくれの6月に決まるということで、この今回の補正ということでございますので、国費はもう既に決定ということでございます。

議長(新山 玄雄君) 浜戸議員。

議員(6番 浜戸 信充君) ということは、結局、今の減額になった部分を一般財源から補てんというか、繰り出しをされておる。もうだから、それが確定ということになるわけじゃね。しようがないというか。その部分は国については見んわけですか。

議長(新山 玄雄君) 中野政策企画課長。

政策企画課長(中野 守雄君) お答えいたします。

実は、国費につきまして当初の見込みよりも400万円ほど多かったと。ですから、逆に県費が400万円下がったということでございます。ただ、年度が1年おくれで来ますのでその辺の若干の操作といいますか、その辺は100%がっちりいかないところがありますが、そういうことでございます。

議長(新山 玄雄君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(新山 玄雄君) 質疑なしと認めます。

以上で議案第2号平成19年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)から議案第7号平成19年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第1号)までの質疑を終結します。

討論、採決は最終日といたします。

日程第26．議案第8号

日程第27．議案第9号

議長(新山 玄雄君) 日程第26、議案第8号周防大島町一般廃棄物処理施設の設置等に関する条例の一部改正についてと日程第27、議案第9号周防大島町廃棄物の処理及び清掃に関する

条例の一部改正についての2議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木副町長。

副町長（椎木 巧君） それでは、議案第8号周防大島町一般廃棄物処理施設の設置等に関する条例の一部改正につきまして補足説明を申し上げます。

本案は、本年11月末に完成予定のリサイクル施設と最終処分場の名称と位置について定めるものでございます。施設の名称につきましては施設ごとに「周防大島町リサイクルセンター」「周防大島町最終処分場」とする場合もありますが、同一敷地内に複数の施設がある場合は全国的に見て、「環境センター」あるいは「エコパーク」のように総称する例が多く見受けられます。

本施設は、循環型社会構築の環境づくりを担うリサイクル施設と環境に優しい被覆型処分場で構成する複合施設でありますし、本町では既にし尿処理施設の名称を「周防大島町衛生センター」、焼却施設を「周防大島町清掃センター」としていることから既存の施設名とのバランスを考慮し、「周防大島町環境センター」といたしました。

施設の位置につきましては、代表地番の周防大島町大字西安下庄字大泊3720番1にするものであります。

なお、「情島衛生センター」及び「周防大島町瓦処分場」につきましても、本条例において定めようとするものでございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

引き続き、議案第9号周防大島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正につきまして補足説明を申し上げます。

本案は、町民が排出いたしました資源物の所有権を明確にすること及び、本年度完成するリサイクル施設に直接搬入されるごみ処理手数料金の設定につきまして、御提案を申し上げます。近年、金属類のスクラップ相場が高騰していることを背景に、全国的に自治体の指定した収集場所に出されている金属類などの資源物を、第三者が持ち去るという問題が発生をいたしております。本町では幸い、そのような行為があったという報告は受けておりませんが、収集場所に出されている資源物を町の所有物として明確化することでそのような行為を防止するため、第3条の2として条文を加えようとするものでございます。

次に、リサイクル施設に直接持ち込まれる不燃系粗大ごみ等の処理手数料についてでございますが、ほとんどの自治体が受益者負担の原則にのっとり、処理料を徴収しているのが現状であります。本町におきましても受益者負担の原則はもとより、排出の抑制を図るため、10キログラム当たり100円の処理手数料を設定しようとするものであります。かわら等の処分手数料につきましては、瓦処分場設置及び管理条例の廃止に伴い、本条例の別表において定めようとするものであります。

なお、施行期日につきましてはリサイクル施設の竣工時期と町民の皆さんへの周知期間を考慮いたしまして、平成19年12月1日から実施しようとするものでございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。議案第8号周防大島町一般廃棄物処理施設の設置等に関する条例の一部改正について質疑はありませんか。広田議員。  
議員（16番 広田 清晴君） 今までこの条例の中、改めて追加したのが情島と周防大島町瓦処分場という格好で、新たに条例設置ということになっておるんですが、今までは実際的には規則運用だったのか、それとも規則もなかったのかどうなのかということで、新たに条例設置ということはわかるのだが、どういう流れになっていたのか、ちょっとわかる範囲で答弁をお願いしたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） 瓦処分場についてはございました。しかし、情島のし尿衛生センターについてはございませんでした。

議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 今の一緒のところですが、かわらの処分場について質問しますが、今までは条例があってその条例の下で行われて、今度はいわゆる一緒にするということだと思うんですが。これは旧あと3町について、これは多分場所が和田なので旧東和町であったんだろうと思われるわけですが、今後についてはもう1つの町になりましたから、旧3町からも処分が利用できるというふうに理解をしますが。それで1つ質問をしますが、こっこのこれ9号も質問していいんですか。（発言する者あり）9号は後、後。ああ、それなら、その次に、ごめんなさい。次のときに質問をします。

議長（新山 玄雄君） それじゃ、いいんですね、今のは。

議員（6番 浜戸 信充君） 議案第9号で質問します。

議長（新山 玄雄君） はい。次に移ります。議案9号周防大島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） ここの20ページを読みますと、かわら及びこれに類する不要物というように書いてありますが、これに類する不要物とは具体的にどれらを指すんですか。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） 類する不要物という御質問でございますが、タイルとか、あとコンクリートブロックがありますが。（発言する者あり）はい、そういったたぐいのものを想定いたしております。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（６番 浜戸 信充君） それで、こういったものはいわゆる業者さんが、例えば家の建てかえなんかで出たやつが、もちろん業者さんはここには捨てられんとは思いますが、その辺の見分け方、業者が持ってくるか一般の家庭が持ってくるか、見分け方についてはどういうふうにして判断をされるのか。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） 業者さんと一般の方との見分け方という御質問でございますが、現在、対応しておりますのは、あくまでも本人さんが捨てにくるということが、住民の方が直接捨てにくるということが条件でございます。当然、トラック等が家庭になくて、トラックを借りてその方が利用する場合がありますが、あくまでも本人さんが処分されるというのが前提条件でございます。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（６番 浜戸 信充君） それはそうじゃろうけども、それは例えば業者さんが業者の名前を書いた車で積んでくれば、これはその業者が仕事をしたごみじゃないかというように疑うこともできるが、じゃが本人が積んできたというたち、その本人が積んできた、例えば僕が積んでいってうちのごみかどうかというのはどうやって確認をとるわけですか。後から確認をとるわけですか。（発言する者あり）いや、それじゃが本人というても頼まれて、隣の家のを頼まれてやる場合もある。（発言する者あり）いや、そこまで詳しく調べんのならいいよ。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） 今申し上げたとおり、住民の方が申し込みに来られて自分の家のこういったものを捨てたいということでございましたら、家まで行って確認はいたしております。あくまで、住民の方を信頼して、そのものであるという判断のもとに対応をさせていただきます。

議員（６番 浜戸 信充君） 全然別やね、わかりました、はい。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論、採決に入ります。議案第８号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第８号周防大島町一般廃棄物処理施設の設置等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第9号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第9号周防大島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第28・議案第10号

議長（新山 玄雄君） 日程第28、議案第10号動産の買入れについてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木副町長。

副町長（椎木 巧君） 議案第10号動産の買入れにつきまして補足説明を申し上げます。

本案は、本年11月末に完成を予定いたしております周防大島町環境センターで使用する深あおりダンプ、移動式クレーン架装トラック及び軽四ダンプの3台を購入しようとするもので、去る8月22日、町内の自動車販売業者10社による指名競争入札の結果、消費税を加えた996万5,342円で落札をいたしました周防大島町大字内入の久保モータースと、動産買入れの契約を締結しようとするものであります。

リサイクル施設からの残渣を最終処分場に運搬するための深あおりダンプは、最大積載量4トンドで9.5立米の容量を確保するため、荷台のあおりを高くした特注車両になります。移動式クレーン架装トラックは、最大積載重量2トンドで最大吊上げ容量2.3トンの能力を有し、資源物の移動等で使用いたします。軽四車両につきましては、少量の資源ごみや埋立ごみを運搬するため、多用途に使用できるダンプ式を購入しようとするものであります。なお、納期につきましては車両の特質性により、架装期間等を考慮いたしまして本年12月20日といたしております。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回、3台の購入ということで一括入札みたいな格好になっておるわけなんです、それで予定価格をつくられたというふうに聞いておりますが、実際的に予

定価格のあり方として、いわゆるメーカーの言い値が基本的には予定価格になっているのではない。実際的に特殊車というのはかなり下がってきよるといのは、出が悪いとか下がってきよるとい流れなんです。実際的には、そういう中での予定価格の設定じゃないかと思われるが、予定価格の設定において、当然これは結果で示す予定価格ですが、実際的にはどういう組み立てをしておるのかというのがちょっと非常にわかりにくいので、聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） 予定価格についてということでございますが、あくまで、ですからいろんな当然架装メーカー、自動車メーカー、1社だけではございません。当然極端な話、国産車と指定しなければベンツもあればいろんなものがあるわけです。あくまでも基準を示して見積もりを徴収して、その見積もりをどこのメーカーのということじゃなく、数社の見積もりを取っております。それをもとに予定価格と申しますか、の検討材料とさせていただきます。

議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第10号動産の買入れについて、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第29 議案第11号

議長（新山 玄雄君） 日程第29、議案第11号循環型社会形成推進事業最終処分場整備（建築・土木造成）工事の請負変更契約の締結についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木副町長。

副町長（椎木 巧君） 議案第11号循環型社会形成推進事業最終処分場整備（建築・土木造成）工事の請負変更契約の締結につきまして補足説明を申し上げます。

本工事は、環境省の循環型社会形成推進交付金事業の採択を受け、平成17年9月22日に飛鳥建設・大島建設特定建設工事共同企業体と契約を締結し、平成17年度から平成19年度の債務負担行為により、西安下庄大泊地区に一般廃棄物最終処分場の建設工事を進めているところで

ございます。最終処分場は、施設周辺の環境保全を図るため、処分場全体を建物で覆う被覆型を採用したもので、埋立地全体の土木造成工事と建屋の建築工事で構成され、工種も多岐にわたっております。

現在、工事は11月30日の完成に向けて順調に進捗をいたしておるところでございますが、実施段階で掘削土の増量やのり面保護ブロック擁壁など、施工工法の変更等に伴いまして、このたびこれに要する経費を増額する必要が生じました。したがって、現契約10億3,845万円に1,299万9,000円を増額した10億5,144万9,000円の請負変更契約を締結しようとするものでございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 1つは、工法の変更、それで1つは、いわゆる出てきたものがおかしいのかどうかかわらんが、実際的にかなりの変更額になるわけなんじゃが、中身が非常にわかりにくいんです。実際的に、例えば現場に携わっている人ならそれなりにもっと詳しく報告できるかもかわらんが、この設計変更のとき工事変更のときは、非常にわかりにくいというのが議会の側なんです。それで、もう少しちょっと補足説明をきちっとしていただきたいというふうに思いますのでよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） 内容についてということでございますが、1,299万円工事計で増減を入れますと1,299万9,000円になるわけですが、増加分が2,712万7,780円でございます。減額分が1,684万8,552円、この差額について、今回補正をお願いしたところでございます。その内容等につきましては10数項目にわたるわけですが、その主なものについて、今、副町長の方が補足説明を行いました掘削時における掘削土及び、掘削土の中から予想していなかったコンクリート殻でありますとか、そういったものの処分費の増額ですとか、そのことによる増額が約1,300万円でございます。

大きなものを申し上げますと、そのほか防災工事の減額分等が700万円あったり、構造物の先ほど申し上げた撤去工事と、失礼しました、撤去工事だけで1,000万円の増額でございます。そういった増減合わせて増加分が2,700余万円、減額分が1,600余万円ということで、今回の1,200余万円の変更ということに至ったわけでございます。（発言する者あり）

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） いや、それじゃけ、例えば具体的に私らも非常にわかりにくいんです。例えば掘削土が思わんものが出てきた。その処理費用について、例えばどこどこへ捨て

よと思うたんじゃが、そこには捨てられんようになったからどこどこにどうするとか、そういう具体的な積み上げで補足説明をされたら、それでも割と見えるようになるわけ。(発言する者あり) いやいや、それは聞く方もあれじゃけ、それじゃけ実際的に、例えば私らもちょっとわかりにくいんです。それじゃけ、例えば工事をやりますと、当初こここうでこういう工事をやってどこで処理をしようと思ったと。その処理場がここじゃできんようになったとか、そのために輸送費がかかるとか下がるとか、処理方が、例えば具体的にどうだというのならわかりやすいです。それじゃが、そういう部分が(発言する者あり)、いや、絵がかけんじゃ。

議長(新山 玄雄君) 村田環境生活部長。

環境生活部長(村田 章文君) 確におっしゃるとおりで、契約金額にしたら1.数%で、金額1,000万円というのは多額の金額になります。今、御質問のように、例えば構造物の撤去工事ということで、先ほど申し上げましたコンクリート殻ですとかそういったものについて、土の中ですから若干あることは予測して当初設計を組んでおります。そういったものについても、当初予定しておりました977万円程度予定しておったわけです。しかし、実際に掘ってみて出てきた殻とか鉄筋とかそういったものが多くて、全体でかかったのが2,000万円かかっております。その土の中に埋まっておったそういったものにかかわる増額分が、既にこれで1,000万円増額しなきゃいけないというふうな状況が生じてきております。

そういったことで、当初設計で予測できるものは予測しておりますが、土の下ですとか、あと岩盤も当初予測よりも非常に固くて工法の変更を行いました。当然数カ所の調査ボーリングを行っておりますが、中に施設の中に全部何本もすべてやるわけじゃないですから、そのボーリングに当たっていないところで施設で部分で、パイルを打っておったら途中で入らなくなったと、そういったことに供うものでございまして、あくまでも当初設計では予測できる範疇においての設計でございますので、そういったことでの増額ということで御理解をいただければと思います。

(発言する者あり)

議長(新山 玄雄君) ほかに質疑はありませんか。

{「なし」と呼ぶ者あり}

議長(新山 玄雄君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

{「なし」と呼ぶ者あり}

議長(新山 玄雄君) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第11号循環型社会形成推進事業最終処分場整備(建築・土木造成)工事の請負変更契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。



〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第30．山口県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙について

議長（新山 玄雄君） 日程第30、山口県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙を行います。

この選挙は、広域連合規約第8条第4項の規定により、県内すべての町議会における得票総数により当選人の決定をすることになりますので、会議規則第33条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行えません。

選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の投票数までを報告することといたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって、選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の投票数までを報告することに決定しました。

選挙の方法については地方自治法第118条第1項の規定により、投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

議長（新山 玄雄君）（発言する者あり）推薦はだめでございます。（発言する者あり）立候補者（発言する者あり）この前、暫時休憩します。

午後2時48分休憩

午後2時49分再開

議長（新山 玄雄君） それでは、再開します。

ただいまの出席議員は24名です。（発言する者あり）ちょっと静粛にお願いします。ただいまの出席議員は24名です。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、安本貞敏議員、2番、伊東梅芳議員を指名します。

候補者氏名掲示と投票用紙を配布いたします。

〔候補者氏名掲示・投票用紙配布〕

議長（新山 玄雄君） 候補者氏名掲示と投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

議長（新山 玄雄君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名であります。

お手元に配布いたしました候補者氏名掲示をもとに、投票用紙に候補者1名の氏名のみを記載の上、事務局長の点呼に応じて順次投票を願います。

ただいまから投票を行います。

〔事務局長点呼・議員投票〕

.....

1 番 安本 貞敏議員	2 番 伊東 梅芳議員
3 番 土手 正喜議員	4 番 平野 和生議員
5 番 荒川 政義議員	6 番 浜戸 信充議員
7 番 杉山 藤雄議員	8 番 神岡 光人議員
9 番 田村 三郎議員	10 番 伊藤 秀行議員
12 番 平村 真成議員	13 番 魚谷 洋一議員
14 番 松井 岑雄議員	16 番 広田 清晴議員
17 番 魚原 満晴議員	18 番 富田 安英議員
19 番 木村 潔議員	20 番 中本 博明議員
21 番 平川 敏郎議員	22 番 田中隆太郎議員
23 番 小田 貞利議員	24 番 尾元 武議員
25 番 久保 雅己議員	26 番 新山 玄雄議員

.....

議長（新山 玄雄君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

議長（新山 玄雄君） 開票を行います。

安本議員、伊東梅芳議員、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

議長（新山 玄雄君） 選挙の結果を報告します。

投票総数24票、有効投票24票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち淵上正博候補1票、新山玄雄候補23票、以上のとおりです。

よって、ただいまの選挙結果を山口県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙に関する規則第7条の規定に基づき、直ちに山口県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙長へ報告いたします。

議長（新山 玄雄君） 以上で本日の日程は全部議了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の会議は9月18日月曜日午前9時30分から開きます。

事務局長（坂本 薫君） 御起立願います。

議長（新山 玄雄君） どうもありがとうございました。

午後2時56分散会